

(写)

小 議 発 第 2 9 号

平成 2 7 年 5 月 2 6 日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

篠 原 ひろし

平成 2 7 年第 2 回小金井市議会定例会の招集  
について (通知)

本日付で告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- |           |  |
|-----------|--|
| 報告第 3 号   | 小金井市土地開発公社の経営状況について                        |
| 報告第 4 号   | 平成 2 6 年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について              |
| 報告第 5 号   | 平成 2 6 年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について |
| 議案第 3 3 号 | 平成 2 7 年度小金井市一般会計補正予算 (第 2 回)              |
| 議案第 3 4 号 | 平成 2 7 年度小金井市介護保険特別会計補正予算 (第 1 回)          |
| 議案第 3 5 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて            |
| 議案第 3 6 号 | 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例         |
| 議案第 3 7 号 | 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例                     |
| 議案第 3 8 号 | 小金井市市税条例等の一部を改正する条例                        |
| 議案第 3 9 号 | 小金井市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例                   |
| 議案第 4 0 号 | 小金井市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例                 |
| 議案第 4 1 号 | 小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例                       |
| その他       | 工事請負金額 1, 0 0 0 万円以上の契約締結についての報告           |

## 議 長 報 告

### 1 第53回東京都市議会議員研修会

平成27年2月10日（火）府中の森芸術劇場において開催された。

- (1) 会長挨拶、会長市市長挨拶に続いて、研修会が行われた。
- (2) 研修会では、「人口減少時代をどう乗り切るか」と題して、野村総合研究所顧問・東京大学公共政策大学院客員教授の増田寛也氏の講演が行われた。

### 2 全国市議会議長会地方財政委員会について

平成27年2月12日（木）全国都市会館において開催された。

会議の概要は、委員長挨拶の後、総務省大臣官房参事官から「平成27年度地方財政対策について」の説明があり、続いて総務省自治税務局企画課長から「平成27年度地方税制改正について」の説明があった。

事務局による事務報告の後、次の協議事項について決定した。

- (1) 平成26年度の本委員会要望事項の結果概要について
- (2) 次年度委員会への申し送り事項（案）について
- (3) 今後の運営について

### 3 東京都市議会議長会臨時総会について

平成27年4月15日（水）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

#### (1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第136回地方財政委員会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会第152回社会文教委員会の会議結果について

エ 全国市議会議長会第152回建設運輸委員会の会議結果について

オ 全国市議会議長会第140回地方行政委員会の会議結果について

カ 東京市町村総合事務組合議会第1回定例会の会議結果について

キ 東京都区市町村振興協会第3回臨時評議員会の会議結果について

#### (2) 協議事項

ア 平成26年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

#### 4 東京都北多摩議長連絡協議会会長市事務引継ぎ

平成27年4月20日（月）小金井市役所において開催された。

会議の概要は、前会長挨拶の後、前年度会長市・東大和市と本年度会長市・小金井市との間で、事務引継ぎを行った。

#### 5 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

##### (1) 小金井市議会基本条例策定代表者会議作業部会

- |        |  |
|--------|--|
| ア 目的   | 議会基本条例策定に向けた協議を行うため                                    |
| イ 派遣場所 | 小金井市役所   |
| ウ 期 日  | 平成27年4月1日（水）、4月6日（月）、4月13日（月）、<br>4月23日（木）、5月1日（金）     |
| エ 派遣議員 | 湯沢綾子議員、岸田正義議員、片山薫議員、林倫子議員、小林正樹議員、百瀬和浩議員、水上洋志議員、五十嵐京子議員 |

## 一部事務組合議会等活動状況報告

- 1 昭和病院企業団議会  
選出議員 小林正樹議員 関根優司議員
  
- 2 湖南衛生組合議会  
選出議員 鈴木成夫議員 田頭祐子議員
  
- 3 東京たま広域資源循環組合議会  
選出議員 五十嵐京子議員
  
- 4 東京都十一市競輪事業組合議会  
選出議員 中根三枝議員 渡辺大三議員
  
- 5 東京都六市競艇事業組合議会  
選出議員 中根三枝議員 渡辺大三議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成27年2月3日から平成27年5月12日までに開催された各議会の報告である。

## 昭和病院企業団議会活動状況報告

### 1 企業団議会開催状況

平成27年2月23日（月） 平成27年第1回定例会

### 2 会議の概要

平成27年2月23日（月） 平成27年第1回定例会

行政報告4件及び議案4件を審議した。

#### (1) 行政報告

- 1 平成26年度 公立昭和病院4～12月期取扱患者実績について
- 2 平成26年度 昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況について
- 3 昭和病院企業団から武蔵村山市の脱退について
- 4 その他

ア バス路線の確保について（西武バス及び都営バス）

イ 病棟再編について

以上4件については、いずれも了承した。

#### (2) 議案

議案第1号 昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 昭和病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 平成27年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

議案第4号 平成27年度昭和病院企業団病院事業会計予算

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 湖南衛生組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

平成27年2月13日（金） 平成27年第1回定例会

### 2 会議の概要

平成27年2月13日（金） 平成27年第1回定例会

議案4件を審議した。

議案第1号 平成27年度湖南衛生組合組織市の分担金の額について

議案第2号 平成27年度湖南衛生組合歳入歳出予算

議案第3号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

議案第4号 東京都市町村議会議員公務災害共済補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

平成27年2月20日（金） 平成27年第1回定例会

### 2 会議の概要

平成27年2月20日（金） 平成27年第1回定例会

議案3件及び陳情1件を審議した。

議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 平成27年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

議案第3号 平成27年度東京たま広域資源循環組合負担金について

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

陳情第1号 情報公開条例制定に係る事項

慎重審議の結果、不採択と決定した。

## 東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

平成27年2月10日（火） 平成27年第1回定例会

平成27年3月30日（月） 平成27年第1回臨時会

### 2 会議の概要

#### (1) 平成27年2月10日（火） 平成27年第1回定例会

議案3件を審議した。

第1号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号議案 平成26年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第2号）

第3号議案 平成27年度東京都十一市競輪事業組合一般会計予算

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

#### (2) 平成27年3月30日（月） 平成27年第1回臨時会

議案4件を審議した。

第4号議案 東京都十一市競輪事業組合行政手続条例の一部を改正する条例

第5号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第6号議案 東京都十一市競輪事業組合職員手当支給条例の一部を改正する条例

第7号議案 平成26年度東京都十一市競輪事業組合収益金配分

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。



## 東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

平成27年2月10日（火） 平成27年第1回定例会  
同上 平成27年第1回全員協議会  
平成27年3月30日（月） 平成27年第1回臨時会

### 2 会議の概要

(1) 平成27年2月10日（火） 平成27年第1回定例会

議案3件を審議した。

第1号議案 東京都六市競艇事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号議案 平成26年度東京都六市競艇事業組合一般会計補正予算(第2号)

第3号議案 平成27年度東京都六市競艇事業組合一般会計予算

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

(2) 平成27年2月10日（火） 平成27年第1回全員協議会

平成26年度収支決算見込み及び利益配分金について

慎重審議の結果、了承した。

(3) 平成27年3月30日（月） 平成27年第1回臨時会

議案5件を審議した。

第4号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて

上山昭治氏（日野市）を選任することに同意した。

第5号議案 平成26年度東京都六市競艇事業組合利益配分金について

第6号議案 平成26年度東京都六市競艇事業組合一般会計補正予算(第3号)

第7号議案 東京都六市競艇事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第8号議案 東京都六市競艇事業組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

報告第3号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

平成27年6月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

小金井市土地開発公社の経営状況について

平成26年度小金井市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び監査報告書

# 事業報告書

## 1 事業概要

平成26年度において、都市計画道路3・4・12号線、都市計画道路3・4・8号線及び都市計画公園（小長久保公園）の用地取得を予定しておりましたが、年度内の取得は都市計画道路3・4・8号線の1画地のみでございました。

今後とも小金井市の施策に沿って、公共用地の確保に努め、市民生活の向上に寄与する所存でありますので、関係各位の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

平成27年4月

小金井市土地開発公社

## 2 庶務に関する事項

### (1) 理事会

開催月日	回数	番号	件名
4/1	1		理事長の互選について
4/25	2	議案第1号	平成25年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
8/18	3	議案第2号	資産（土地）の取得について
		議案第3号	事業資金の借入れについて
平成27年 2/16	4	議案第4号	平成26年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第1回）
		議案第5号	平成26年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）
		議案第6号	平成26年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）
		議案第7号	平成27年度小金井市土地開発公社事業計画
		議案第8号	平成27年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		議案第9号	平成27年度小金井市土地開発公社資金計画

### (2) 評議員会

開催月日	回数	番号	件名
5/14	1	諮問第1号	平成25年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
8/28	2	諮問第2号	資産（土地）の取得について
		諮問第3号	事業資金の借入れについて
平成27年 2/13	3	諮問第4号	平成26年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第1回）
		諮問第5号	平成26年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）
		諮問第6号	平成26年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）
		諮問第7号	平成27年度小金井市土地開発公社事業計画
		諮問第8号	平成27年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		諮問第9号	平成27年度小金井市土地開発公社資金計画

### 3 事業実績

#### (1) 資産（土地）の取得

	区 分	内 容		
	事 業 名	都市計画道路3・4・8号線事業用地		
1	土 地 の 表 示	梶野町一丁目166番3のうち	宅 地	94.70m <sup>2</sup>
	取 得 価 格	60,679,228円		
	契 約 年 月 日	平成26年8月29日		

(2) 資産（土地）の処分                      なし

# 決算報告書

平成 26 年度 損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

	円	円
1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益		
公有用地売却収益	0	
(2) 附帯等事業収益		
公有用地賃貸収益	<u>2,384,180</u>	2,384,180
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価		
公有用地売却原価	<u>0</u>	<u>0</u>
事業総利益		2,384,180
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費		
ア 報酬	2,433,600	
イ 法定福利費	320,054	
ウ 需用費	89,348	
エ 役員費	1,277,962	
オ 委託料	6,558,978	
カ 使用料及び賃借料	103,032	
キ 負担金、補助及び交付金	5,000	
ク 公租公課	6,592,800	
ケ 旅費	0	
	<u>17,380,774</u>	<u>17,380,774</u>
事業利益		△ 14,996,594
4 事業外収益		
(1) 受取利息		
受取利息	6,282	
(2) 雑収益		
雑収益	<u>50,962,732</u>	
事業外収益合計		50,969,014
5 事業外費用		
(1) 支払利息		
支払利息	<u>33,581,958</u>	<u>33,581,958</u>
経常利益		2,390,462
6 特別損失		
(1) その他の特別損失		
寄附	<u>2,390,462</u>	<u>2,390,462</u>
当年度純利益		<u><u>0</u></u>

平成 26 年 度 剰 余 金 計 算 書  
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部	
	円 円
1 未処分利益剰余金	
(1) 前年度繰越準備金	2,038,344
(2) 当年度純利益	<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金	<u><u>2,038,344</u></u>

平成 26 年 度 剰 余 金 処 分 計 算 書  
(平成27年3月31日)

	円 円
1 当年度未処分利益剰余金	2,038,344
2 利益剰余金処分量	<u>0</u>
翌年度繰越準備金	<u><u>2,038,344</u></u>



平成 26 年 度 財 産 目 録  
(平成27年3月31日)

	円
1 資産の部	
(1) 普通預金	2,038,344
(2) 定期預金	5,000,000
(3) 公有用地	<u>2,065,573,478</u>
資産の部合計	<u><u>2,072,611,822</u></u>
2 負債の部	
(1) 短期借入金	60,679,228
(2) 長期借入金	<u>2,004,894,250</u>
負債の部合計	<u><u>2,065,573,478</u></u>

平成 26 年 度 貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日)

( 資 産 の 部 )		円	円
1	流動資産		
(1)	現金及び預金		
	ア 普通預金	2,038,344	
	イ 定期預金	<u>5,000,000</u>	7,038,344
(2)	公有用地		
	公有用地		<u>2,065,573,478</u>
	流動資産合計		2,072,611,822
	資産合計		<u><u>2,072,611,822</u></u>

平成 26 年 度 貸 借 対 照 表  
(平成27年3月31日)

( 負 債 の 部 )		円	円
1 流動負債			
(1) 短期借入金	60,679,228		
流動負債合計			60,679,228
2 固定負債			
(1) 長期借入金	<u>2,004,894,250</u>		
固定負債合計			<u>2,004,894,250</u>
負債合計			<u><u>2,065,573,478</u></u>
( 資 本 の 部 )			
1 資本金			
(1) 基本財産			
小金井市出資金	<u>5,000,000</u>		
資本金合計			5,000,000
2 準備金			
(1) 前年度繰越準備金	2,038,344		
(2) 当年度純利益	<u>0</u>		
準備金合計			<u>2,038,344</u>
資本合計			<u><u>7,038,344</u></u>
負債資本合計			<u><u>2,072,611,822</u></u>

平成26年度キャッシュ・フロー計算書  
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	円
公有地取得事業収入	0
その他事業収入	2,384,180
補助金等収入	50,962,732
公有地取得事業支出	△ 60,679,228
その他事業支出	0
人件費支出	△ 2,753,654
その他の業務支出	△ 17,017,582
小計	△ 27,103,552
利息の受取額	6,282
利息の支払額	△ 33,581,958
事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 60,679,228</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	60,679,228
短期借入金の返済による支出	0
長期借入れによる収入	0
長期借入金の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>60,679,228</u>
IV 現金及び現金同等物増加額 (又は減少額)	<u>0</u>
V 現金及び現金同等物期首残高	<u>2,038,344</u>
VI 現金及び現金同等物期末残高	<u><u>2,038,344</u></u>

# 平成26年度監査報告書

小金井市土地開発公社定款第7条第4項の規定に基づき、平成26年度決算監査を行った結果を次のとおり報告する。

## 記

- 1 監査の期日 平成27年4月15日(水)
- 2 監査の対象期間 自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日
- 3 監査事項 決算報告及び関係書類

### 4 監査結果と概要と意見

公社の財務・業務・会計及び現金・物品・出納に関しては、法令の規定に基づき適正に行われていると判断される。

関係諸帳簿の記帳状況及び証拠書類の整備状況も適正であると認めた。

平成27年4月15日

監事 内田 泰彦



監事 加藤 真



理事長 川上 秀一 様

(様式第1号)

## 現金及び預金明細表

(単位：円) 平成27年3月31日

科目	種類	金額	摘要
現金		0	
預金	普通	2,038,344	
	定期	5,000,000	
合計		7,038,344	

(様式第2号)

公 有 用 地 明 細 表

平成27年3月31日

資 産 区 分	期首残高 (H26.4.1)		当 期		増 加		高		当 期		減 少		期 末		残 高	摘 要
	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	支払利息 (円)	計 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)			
まちづくり側道用地等	1,627.26	115,535,460												1,627.26	115,535,460	
東小金井駅北口まちづくり事業用地	8,170.05	1,889,358,790												8,170.05	1,889,358,790	
都市計画道路3・4・8号線事業用地			94.70	35,734,780	24,944,448		60,679,228							94.70	60,679,228	
合 計	9,797.31	2,004,894,250	94.70	35,734,780	24,944,448		60,679,228							9,892.01	2,065,573,478	

短期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

(単位:円) 平成27年3月31日

借入先	※利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.475%		60,679,228		60,679,228	
合 計			60,679,228		60,679,228	

※ 1.475% (H21.1.19から適用)

(2) 事業別借入状況

(単位:円) 平成27年3月31日

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
都市計画道路3・4・8号線事業用地 支払 (売却処分)		60,679,228		60,679,228	
合 計		60,679,228		60,679,228	



## 長期借入金明細表

## (1) 金融機関別借入状況

(単位：円) 平成27年3月31日

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.675%	1,354,081,070		0	1,354,081,070	
みずほ銀行(旧第一勧業銀行分)	1.675%	4,621,415		0	4,621,415	
みずほ銀行(三井住友銀行分)	1.675%	9,242,830		0	9,242,830	
みずほ銀行(三菱東京UFJ銀行分)	1.675%	80,196,415		0	80,196,415	
東京むさし農業協同組合	1.675%	160,391,860		0	160,391,860	
山梨中央銀行	1.675%	80,196,415		0	80,196,415	
東日本銀行	1.675%	80,196,415		0	80,196,415	
多摩信用金庫	1.675%	80,196,415		0	80,196,415	
多摩信用金庫(城北信用金庫分)	1.675%	80,196,415		0	80,196,415	
昭和信用金庫	1.675%	75,575,000		0	75,575,000	
合計		2,004,894,250		0	2,004,894,250	

## (2) 事業別借入状況

(単位：円) 平成27年3月31日

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
まちづくり側道用地等	115,535,460		0	115,535,460	
東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,889,358,790		0	1,889,358,790	
合計	2,004,894,250		0	2,004,894,250	

(様式第18号)

### 資本金明細表

(単位：円) 平成27年3月31日

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	小金井市	5,000,000	

(様式第20号)

### 事業収益明細表

(単位：円) 平成27年3月31日

科目		金額	摘要
公有地取得事業 収益	公有用地売却収益	0	
	代行用地売却収益	0	
附帯等事業収益	保有土地 賃貸等収 益	東小金井駅北口まちづくり事業 収益	2,384,180
合計		2,384,180	

(様式第21号)

### 事業原価明細表

(単位：円) 平成27年3月31日

科目		金額	摘要
公有地取得事業 原価	公有用地売却原価	0	
	代行用地売却原価	0	
附帯等事業原価	保有土地 賃貸等原 価	東小金井駅北口まちづくり事業 収益	0
合計		0	

## 平成26年度収支決算報告書

## 収益の部

科 目		予 算 現 額			調定額
款	項 節	当初予算額	補正予算額	(A)計	
1	事業収益	2,385,000	0	2,385,000	2,384,180
	1 公有地取得事業収益	0	0	0	0
	1 公有用地売却収益	0	0	0	0
	2 附帯等事業収益	2,385,000	0	2,385,000	2,384,180
	1 公有用地賃貸収益	2,385,000	0	2,385,000	2,384,180
2	借入金	790,182,000	△ 729,502,000	60,680,000	60,679,228
	1 借入金	790,182,000	△ 729,502,000	60,680,000	60,679,228
	1 長期借入金	0	0	0	0
	2 短期借入金	790,182,000	△ 729,502,000	60,680,000	60,679,228
3	事業外収益	67,203,000	△ 14,728,000	52,475,000	50,969,014
	1 受取利息	15,000	△ 8,000	7,000	6,282
	1 受取利息	15,000	△ 8,000	7,000	6,282
	2 雑収益	67,188,000	△ 14,720,000	52,468,000	50,962,732
	1 雑収益	67,188,000	△ 14,720,000	52,468,000	50,962,732
	合 計	859,770,000	△ 744,230,000	115,540,000	114,032,422

(単位:円) 平成27年3月31日

(B)収入済額	収 入 未済額	(B)-(A)	備 考
2,384,180	0	△ 820	
0	0	0	
0	0	0	
2,384,180	0	△ 820	東小金井駅北口まちづくり事業用地賃貸料 2,384,180
2,384,180	0	△ 820	合計 2,384,180
60,679,228	0	△ 772	
60,679,228	0	△ 772	
0	0	0	
60,679,228	0	△ 772	都市計画道路3・4・8号線 60,679,228
			合計 60,679,228
50,969,014	0	△ 1,505,986	
6,282	0	△ 718	定期預金等受取利息
6,282	0	△ 718	
50,962,732	0	△ 1,505,268	小金井市事務事業費補助金等
50,962,732	0	△ 1,505,268	
114,032,422	0	△ 1,507,578	

費用の部

科 目		予 算 現 額			
款 項	節	当初予算額	補正予算額	流用額	(A)計
1	事業費	559,664,000	△ 523,929,000		35,735,000
1	1 公有地取得事業費	559,664,000	△ 523,929,000		35,735,000
	1 公有用地取得事業費	559,664,000	△ 523,929,000		35,735,000
2	販売費及び一般管理費	33,605,000	△ 14,720,000		18,885,000
1	1 販売費及び一般管理費	33,605,000	△ 14,720,000		18,885,000
	1 報酬	2,582,000	△ 148,000		2,434,000
	2 法定福利費	334,000	△ 13,000		321,000
	3 需用費	450,000	△ 360,000		90,000
	4 役務費	2,089,000	△ 811,000		1,278,000
	5 委託料	21,237,000	△ 13,177,000		8,060,000
	6 使用料及び賃借料	116,000	△ 12,000		104,000
	7 負担金、補助及び交付金	5,000	0		5,000
	8 公租公課	6,786,000	△ 193,000		6,593,000
	9 旅費	6,000	△ 6,000		0
3	償還金	0	0		0
1	1 借入金償還金	0	0		0
	1 借入元金	0	0		0
4	事業外費用	33,582,000	0		33,582,000
1	1 支払利息	33,582,000	0		33,582,000
	1 支払利息	33,582,000	0		33,582,000
5	補償費	230,518,000	△ 205,573,000		24,945,000
1	1 補償費	230,518,000	△ 205,573,000		24,945,000
	1 補償費	230,518,000	△ 205,573,000		24,945,000
6	特別損失	2,400,000	△ 8,000		2,392,000
1	1 その他の特別損失	2,400,000	△ 8,000		2,392,000
	1 寄附金	2,400,000	△ 8,000		2,392,000
7	予備費	1,000	0		1,000
1	1 予備費	1,000	0		1,000
	1 予備費	1,000	0		1,000
	合 計	859,770,000	△ 744,230,000		115,540,000

前年度繰越準備金  
 収入済額  
 支出済額  
 翌年度繰越準備金

2,038,344 円  
 114,032,422 円  
 114,032,422 円  
 2,038,344 円

(B) 支出済額	不用額(A)-(B)		備	考
35,734,780	220	事業	都市計画道路3・4・8号線	35,734,780
35,734,780	220		合計	35,734,780
35,734,780	220			
17,380,774	1,504,226		評議員、非常勤嘱託職員報酬 非常勤嘱託職員社会保険料等 消耗品費、印紙代等 不動産鑑定手数料等 仮杭設置等委託料、補償金算定委託料等 パーソナルコンピュータ借上料 公社連絡協議会負担金 固定資産税、都市計画税、法人住民税 非常勤嘱託職員旅費	
17,380,774	1,504,226			
2,433,600	400			
320,054	946			
89,348	652			
1,277,962	38			
6,558,978	1,501,022			
103,032	968			
5,000	0			
6,592,800	200			
0	0			
0	0			
0	0			元金償還対象事業
0	0			
33,581,958	42	支払利息対象事業	1 まちづくり側道用地等の一部	1,935,209
33,581,958	42		2 東小金井駅北口まちづくり事業用地	31,646,749
			合計	33,581,958
33,581,958	42			
24,944,448	552	事業	都市計画道路3・4・8号線	24,944,448
24,944,448	552		合計	24,944,448
24,944,448	552			
2,390,462	1,538	小金井市に寄附	1 賃貸料収入	2,384,180
2,390,462	1,538		2 受取利息	6,282
2,390,462	1,538		合計	2,390,462
0	1,000			
0	1,000			
0	1,000			
114,032,422	1,507,578			

## 平成 26 年度 損益計算書 明細表

(単位:円)

平成27年3月31日

1 事業収益			
2,384,180			
(1)公有用地売却収益			
0			
(2)公有用地賃貸収益	東小金井駅北口まちづくり事業用地賃貸料	2,384,180	
2,384,180			
2 事業原価			
(1)公有用地売却原価			0
0			
3 販売費及び一般管理費	報酬(非常勤嘱託職員)	1,953,600	
(1)販売費及び一般管理費	報酬(評議員)	480,000	
17,380,774	法定福利費(非常勤嘱託職員)	320,054	
	需用費(消耗品費)	89,348	
	役員務費(不動産鑑定手数料等)	1,277,962	
	委託料(物件調査算定料等)	6,558,978	
	使用料及び賃借料(パーソナルコンピュータ借上料)	103,032	
	負担金、補助及び交付金(東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金)	5,000	
	公租公課(固定資産税等)	6,592,800	
	旅費	0	
4 事業外収益			
50,969,014	定期預金(資本金)	1,095	
(1)受取利息	普通預金	5,187	
6,282			
(2)雑収益	非常勤嘱託職員報酬	1,953,600	
50,962,732	評議員報酬	480,000	
	法定福利費	310,289	
	法定福利費(個人負担)	9,765	
	需用費	89,348	
	役員務費	1,277,962	
	委託料	6,558,978	
	使用料及び賃借料	103,032	
	負担金、補助及び交付金	5,000	
	利子補給金	33,581,958	
	公租公課	6,592,800	
	旅費	0	
5 事業外費用			
(1)支払利息	まちづくり側道用地等	1,935,209	
33,581,958	東小金井駅北口まちづくり事業用地	31,646,749	

## 平成 26 年度貸借対照表明細表

(単位:円) 平成27年3月31日

(資産の部)		
1	流動資産	
	2,072,611,822	
	(1)現金及び預金	
	7,038,344	普通預金 2,038,344 繰越準備金
		定期預金 5,000,000 資本金
	(2)公有用地	
	公有用地	
	2,065,573,478	まちづくり側道用地等 115,535,460
		東小金井駅北口まちづくり事業用地 1,889,358,790
		都市計画道路3・4・8号線事業用地 60,679,228
	資産合計	
	2,072,611,822	
(負債の部)		
1	流動負債	
	(1)短期借入金	
	60,679,228	都市計画道路3・4・8号線事業用地 60,679,228
2	固定負債	
	(1)長期借入金	
	2,004,894,250	まちづくり側道用地等 115,535,460
		東小金井駅北口まちづくり事業用地 1,889,358,790
	負債合計	
	2,065,573,478	
(資本の部)		
1	資本金	
	(1)基本財産	
	5,000,000	小金井市出資金 5,000,000
2	準備金	
	(1)前年度繰越準備金	
	2,038,344	前年度繰越準備金 2,038,344
	(2)当年度純利益	
	0	当年度純利益 0
	資本合計	
	7,038,344	
	負債資本合計	
	2,072,611,822	



公 有 用 地

平成27年3月31日

事 業 名	平成26年度 期末残高 (円)	面積 (㎡)	処 分 予 定	備 考
1 まちづくり側道用地等	115,535,460	1,627.26	平成22年度から28年度までに処分予定	
2 東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,889,358,790	8,170.05	平成26年度から30年度までに処分予定	
3 都市計画道路3・4・8号線	60,679,228	94.70	平成28年度に処分予定	
合 計	2,065,573,478	9,892.01		

借入金 [元金] 総額 2,065,573,478 円

報告第4号

平成26年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

平成26年度小金井市の一般会計予算のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づいて繰越明許費とした歳出予算の経費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり本市議会に報告する。

平成27年6月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

平成26年度小金井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳			一般財源
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	国庫支出金 都支出金	
2総務費	1総務管理費	地方版総合戦略策定事業	9,949,000	9,949,000	0	9,949,000	0	0
3民生費	2児童福祉費	民間保育所等事業者支援事業	3,710,000	3,710,000	0	3,710,000	0	0
3民生費	2児童福祉費	子育て世代応援事業	726,000	726,000	0	726,000	0	0
3民生費	2児童福祉費	冒険遊び場事業	5,630,000	5,630,000	0	5,630,000	0	0
4衛生費	1保健衛生費	小金井市保健センター一般機器類	569,000	569,000	0	569,000	0	0
6農林水産業費	1農業費	被災農業者経営体育成支援事業補助金	4,692,000	2,896,711	0	0	2,252,998	643,713
7商工費	1商工費	しごとづくり事業委託料	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000	0	0

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
						国庫支出金	都支出金		
7商工費	1商工費	プレミアム付地域商品券発行事業補助金	67,489,000	67,489,000	0	45,489,000	22,000,000	0	
7商工費	1商工費	観光振興事業委託料	5,200,000	5,200,000	0	5,200,000	0	0	
8土木費	2道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	72,200,000	8,717,000	0	0	8,717,000	0	
8土木費	4都市計画費	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成金	36,444,000	30,863,000	0	12,345,000	0	18,518,000	
合 計			216,609,000	145,749,711	0	93,618,000	32,969,998	19,161,713	

平成26年度小金井市一般会計繰越明許費実績調査書

その1

款	項	事業名	翌年度繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
2総務費	1総務管理費	地方版総合戦略策定事業	円 9,949,000	円			

その2

款	項	事業名	翌年度繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
3民生費	2児童福祉費	民間保育所等事業者支援事業	円 3,710,000	円			
3民生費	2児童福祉費	子育て世代応援事業	726,000				
3民生費	2児童福祉費	冒険遊び場事業	5,630,000				

その3

款	項	事業名	翌年度繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
4衛生費	1保健衛生費	小金井市保健センター一般機器類	円 569,000	円			

その4

款	項	事業名	翠年度額	助成金額	助成対象者	助成対象事業完了予定日	備考
6農林水産業費	1農業費	被災農業者経営体育成支援事業補助金	2,896,711 円	4,667,352 円	被災農業経営者2件	平成28年3月31日	

その5

款	項	事業名	翠年度額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
7商工費	1商工費	しごとづくり事業委託料	10,000,000 円				
7商工費	1商工費	プレミアム付地域商品券発行事業補助金	67,489,000	67,489,000	小金井市商工会	平成28年3月31日	
7商工費	1商工費	観光振興事業委託料	5,200,000				

その6

款	項	事業名	翠年度額	補償金額	所在地番	契約期間	備考
8土木費	2道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	4,081,000 円	20,400,225 円	中町四丁目1399番2	平成27年1月28日から 平成27年7月31日まで	建物所有者
			4,636,000	23,174,446	中町四丁目1399番2	平成27年1月28日から 平成27年6月30日まで	建物賃借人

その7

款	項	事業名	翠年度繰越額	助成金額	助成対象者	助成対象事業完了予定日	備考
8土木費	4都市計画費	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成金	円 30,863,000	円 36,444,000	特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者2件	平成27年8月31日	

繰越明許費の内訳について

1 国の「地方への好循環拡大に資する事業」に基づく補正予算措置に伴い、歳出予算計上時に繰越明許とした事業

(1) 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)事業

(単位:円)

款項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 1	市民説明会保育士謝礼	10,000	0	10,000	0
	市民説明会手話通訳者謝礼	19,000	0	19,000	0
	有識者委員会委員謝礼	546,000	0	546,000	0
	消耗品費	47,000	0	47,000	0
	郵便料	284,000	0	284,000	0
	有識者委員会会議録作成委託料	241,000	0	241,000	0
	地方版総合戦略策定調査等委託料	8,802,000	0	8,802,000	0
3 2	民間保育所等事業者支援補助金	1,200,000	0	1,200,000	0
	印刷製本費	601,000	0	601,000	0
	備品購入費・一般機器類	125,000	0	125,000	0
	民間保育所等事業者支援補助金	2,510,000	0	2,510,000	0
	冒険遊び場事業参加者保険料	96,000	0	96,000	0
	冒険遊び場事業委託料	5,534,000	0	5,534,000	0
4 1	備品購入費・一般機器類	569,000	0	569,000	0
7 1	しごとづくり事業委託料	10,000,000	0	10,000,000	0
	観光振興事業委託料	5,200,000	0	5,200,000	0
合計		35,784,000	0	35,784,000	0

(2) 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)事業

(単位:円)

款項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
7 1	プレミアム付地域商品券発行事業補助金	67,489,000	0	67,489,000	0
合計		67,489,000	0	67,489,000	0

2 その他

(単位:円)

款項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
6 1	被災農業者経営体育成支援事業補助金	2,896,711	0	2,252,998	643,713
8 2	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	8,717,000	0	8,717,000	0
8 4	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成金	30,863,000	0	12,345,000	18,518,000
合計		42,476,711	0	23,314,998	19,161,713



報告第5号

平成26年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第20条及び小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり本市議会に報告する。

平成27年6月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

平成26年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

1 情報公開条例の実施状況

本条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関する必要な事項を定め、市民の市政への監視と参加を促進し、市民と市政との信頼関係を深め、開かれた市政を実現することを目的としています。

目的を実現するために、利用しやすい制度運用に努めました。

(1) 市政情報の公開請求状況及びその処理状況

平成26年度の市政情報の公開請求は60件で、前年度と比べると2件の減になります。

表1 市政情報の実施機関別公開請求件数及び決定内容 (単位：件)

実施機関	公開請求件数	決定内容					
		公開	一部公開	非公開	(うち不存在)	決定期間延長中	存否応答拒否
市長	57	28	32	10	(8)	1	0
教育委員会	4	2	6	0	0	0	0
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	62	30	39	10	(8)	1	0

※ 請求書1枚で複数の市政情報の請求ができるため、請求先の実施機関が複数となり、また、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

(2) 不服申立ての状況

市政情報の公開請求に対する決定に対して不服がある場合は、不服申立てをすることができることとなっています。

平成26年度の不服申立てはありませんでした。

(3) 情報提供の状況

情報提供は、多岐に渡り、市の財政状況や人口の統計、附属機関等の会議録な

ど多くの情報提供に努めました。また、世帯と人口等に関する統計表を情報公開コーナーに備え付けて多くの利用に供しました。

## 2 個人情報保護条例の運用状況

市では、膨大な個人情報を収集、記録、保有及び利用して市民の日常生活に密着した各種の行政施策を進めていますが、平成元年に個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取扱いを定めることにより、市民の基本的人権の擁護に努めています。

### (1) 個人情報の保有等の届出状況

個人情報保護条例第9条の規定により、平成26年度に届出のあった個人情報は、新たな保有が42件、廃止18件、変更22件となっています。

表2 個人情報の届出状況

(単位：件)

実 施 機 関	前年度末の 保 有 数	年度内の届出数			年度末の 保 有 数
		開始	廃止	変更	
市 長	2,426	41	18	21	2,449
教 育 委 員 会	417	1	0	1	418
選 挙 管 理 委 員 会	71	0	0	0	71
監 査 委 員	4	0	0	0	4
農 業 委 員 会	27	0	0	0	27
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	4	0	0	0	4
議 会	21	0	0	0	21
土 地 開 発 公 社	40	0	0	0	40
計	3,010	42	18	22	3,034

### (2) 個人情報の目的外利用又は外部提供の状況

業務上の必要から収集した個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用又は外部に提供することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第12条第2項の規定により、①あらかじめ本人の同意があるとき、②法令に特別の定めがあるとき、③緊急やむを得ないと認められるとき、又は出版、報道等により公知性が生じた個人情報であるとき、④審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めたときは、例外として目的外利用又は外部提供すること

が認められています。

平成26年度における個人情報の目的外利用は180件、外部提供は396件となっています。

表3 目的外利用又は外部提供の状況 (単位：件)

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	180	386	566
教育委員会	0	4	4
選挙管理委員会	0	6	6
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
計	180	396	576

(3) 自己情報の開示等の請求状況及びその処理状況

市に保有等されている自己に関する個人情報については、何人も、開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止を請求する権利が保障されています。

平成26年度においては、開示等の請求は29件ありました。

表4 個人情報の実施機関別開示等請求件数及び決定内容 (単位：件)

実施機関	開示等請求件数	決定内容					
		開示	一部開示	非開示	訂正・削除・中止 (一部訂正・削除を含む。)	訂正・削除・中止せず	存否応答拒否
市長	14	3	5	6	0	0	0
教育委員会	15	7	3	4	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	29	10	8	10	1	0	0

※ 請求書1枚で複数の個人情報の開示等の請求ができるため、1件の請求に対

して複数の決定が行われる場合があります。

#### (4) 不服申立ての状況

自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求に対する実施機関の決定に不服がある場合は、不服申立てをすることができることとなっています。

平成26年度の不服申立てはありませんでした。

### 3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

市政情報の公開請求及び自己に関する個人情報の開示等の請求に対する実施機関の決定に対して不服申立てがあった場合に、当該不服申立てを審査する第三者的救済機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

平成26年度の開催はありません。

### 4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開及び個人情報保護両制度の運用に関して第三者的立場から意見を述べる事ができる機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

平成26年度は、市長からの諮問事項等について審議を行うため、4回開催しました。

表5 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
1	26.5.29	1 報告事項 ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出15件、廃止の届出15件、変更の届出1件) 2 諮問事項 (1) 個人情報保護条例第12条関係 ○ 臨時福祉給付金対象者を抽出するために必要な生活保護受給者情報の目的外利用について

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て世帯臨時特例給付金対象者を抽出するために必要な児童手当受給者台帳の目的外利用について</li> <li>(2) 個人情報保護条例第14条関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時福祉給付金管理システムについて</li> <li>○ 子育て世帯臨時特例給付金管理システムについて</li> <li>○ 小金井市介護職員初任者研修支援事業システムについて</li> </ul> </li> <li>(3) 個人情報保護条例第27条関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東小金井事業創造センター指定管理業務について</li> <li>○ 臨時福祉給付金封入封緘作業委託について</li> <li>○ 子育て世帯臨時特例給付金封入封緘作業委託について</li> <li>○ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給事務委託について</li> <li>○ 地域包括支援センター運營業務委託について</li> <li>○ 木造住宅簡易耐震診断業務委託について</li> </ul> </li> </ul>
2	26.7.24	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出4件)</li> </ul> </li> <li>2 諮問事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報保護条例第11条関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合体育館及び栗山公園健康運動センター防犯カメラシステムの本人以外収集について</li> </ul> </li> <li>(2) 個人情報保護条例第14条関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員互助会管理システムについて</li> </ul> </li> <li>(3) 個人情報保護条例第27条関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括支援センター運營業務委託について</li> <li>○ グループ保育事業委託について</li> <li>○ 総合体育館及び栗山公園健康運動センター指定管理業務委託について</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>3 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について</li> </ul> </li> </ol>
3	26.10.23	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報告事項</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出6件、変更の届出15件)</li> </ul> <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アスベスト飛散防止条例届出台帳システムについて</li> </ul> <p>(2) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小金井市立学童保育所運營業務委託について</li> </ul>
4	27.2.5	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出17件、廃止の届出3件、変更の届出6件)</li> </ul> <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第11条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国保データベース(KDB)システムの本人以外収集について</li> </ul> <p>(2) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立相談支援機関の業務支援システムについて</li> <li>○ 中等度難聴児発達支援事業電子記録簿について</li> <li>○ 聴覚障がい者災害支援ビブス給付事業電子記録簿について</li> <li>○ 国保データベース(KDB)システムについて</li> <li>○ 団体内統合宛名システムについて</li> <li>○ 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価書について(住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書)</li> <li>○ 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価書について(個人住民税に関する事務 重点項目評価書)</li> <li>○ 基幹系住民記録システムについて</li> </ul> <p>(3) 個人情報保護条例第15条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国保データベース(KDB)システムの国民健康保険団体連合会とのオンライン接続について</li> <li>○ 住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について</li> </ul> <p>(4) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国勢調査コールセンター業務委託について</li> <li>○ 小金井市生活困窮者自立促進支援事業委託について</li> </ul>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 基幹系システム運用業務委託について</li><li>○ 通知カード・個人番号カード関連事務の委任について</li></ul> |
|--|--|

## 5 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修を始め、情報公開請求、個人情報の開示等の請求に対する市政情報等の公開、開示等決定に対する指導や事例研究、個別業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

なお、平成26年度は新任研修、個人情報取扱責任者、係長職、主任職及び入所10年目以上の職員を対象にした職員研修を行いました。



平成26年度目的外利用等報告事例

1 目的外利用

個人情報記録	目的外利用の内容	件数	個人情報記録	目的外利用の内容	件数
市・都民税課データ	国民健康保険関係業務	2	職員給与等関係データ	補助金、交付金、資料提供及び災害発生時の職員名簿作成	17
	高齢者等福祉関係業務	15		国民健康保険の賦課	
	後期高齢者医療保険関係業務	5		国民健康保険関係データ	
	障害者福祉関係業務	14		収入診療関係データ	
	生活保護関係業務	1			
	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	6			
	国民年金関係業務	4			
	ホームヘルプサービス等事業	6			
	保育等関係業務	4			
	下水道使用料関係業務	1			
	介護保険関係業務	8			
	養育関係業務	1			
	市税等の減額・免除業務	1			
	住宅関係業務	3			
	放置バイク整理業務	1			
	道路工事等に伴う地権者調査	1			
	都市計画業務に係る用地買収等	1			
空き家の現所有者調査業務	1				
生活保護関係業務	1				
公共物払下げ業務	1				
あき地管理業務	1				
下水道維持管理業務	1				
介護保険関係業務	1				
土地区画整理関係業務	1				
国民年金関係業務	1				
小口事業資金融資業務	1				
サポート利子補給事業業務	2				
公衆浴場施設改修費補助金交付業務	1				
広告掲載判定業務	2				
住宅用新エネルギー機器等普及促進補助業務	1				
雨水貯留施設設置業務	1				
軽自動車税データ			生活保護関係データ	広告掲載判定業務	1
固定資産税課税関係データ (資産税課)				市税等の減額・免除業務	5
				国民健康保険関係業務	1
				障害者福祉関係業務	1
				介護保険関係業務	4
				医療費助成制度等の資格確認業務	1
				市税等の減額・免除業務	2
				国民健康保険関係業務	1
				介護保険関係業務	1
				後期高齢者医療保険関係業務	1
				社会福祉関係手当の受給資格確認業務	2
				生活保護関係業務	3
				災害時要援護者業務	1
				障害福祉関係業務	1
				生活保護関係業務	1
				臨時福祉給付金業務	1
				災害時要援護者業務	4
		後期高齢者医療保険関係業務	1		
		税務等調査	2		
市税収納関係データ			心身障害者(児)関係データ		
			介護保険関係データ		

個人情報等の記録	目的外利用の内容	件数	
児童手当等関係データ	市税等の減額・免除業務	1	
	生活保護関係業務	1	
	臨時福祉給付金業務	1	
	障害福祉関係業務	2	
	市税等滞納整理業務	1	
	愛育手当の受給者確認業務	1	
	生活保護関係業務	1	
	町会長・自治会長照会(広報秘書課)	2	
	戸籍関係データ (市民課)	地方税の調査	2
		市税等滞納整理関係業務	2
生活保護関係業務		1	
高齢者の親族把握業務		1	
相続人調査		1	
居住者等照会		1	
土地所有者の所在確認		1	
用地取得に関する調査		1	
国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項照会		3	
区画整理関係データ		市税等関係業務	2
合 計		180	

2 外部提供

個人情報記録	外部提供の内容	件数	個人情報記録	外部提供の内容	件数
市・都民税課税データ	国税の調査、照会	3	住民基本台帳関係データ	用地取得に関する調査	5
	私立幼稚園等園児保護者補助金業務等	3		年金給付業務	2
	奨学金支給算定事務	1		水道事業関係	2
	特別支援教育就学奨励費に係る照会	1		出入国管理業務	1
	自立生活支援費に係る照会	1		特定非営利法人関係業務	1
	都営住宅使用者等に係る照会	1		学術研究資料収集等	1
	高等学校等就学資金に係る照会	1		国及び地方公共団体の任用、叙位、叙勲表彰等の調査	5
	保育料算定に係る照会	1		金融取引に関する事務	1
	捜査関係調査、照会	1		農地整備業務	1
	放置バイクの照会	2		関係人の調査	1
軽自動車税データ	保管バイクの照会	1	保険業者の登録に関する調査	1	
	地方税の調査、照会	1	分収育林事務	1	
固定資産税課税関係データ	農地管理業務	1	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	1	
	滞納整理業務	1	教育免許業務	1	
市税収納関係データ	町会長・自治会長照会	3	森林調査業務	1	
	町会長・自治会長名簿	3	奨学金業務	2	
国民健康保険関係データ	捜査関係事項照会	1	地籍調査業務	1	
	医療機関等への指導業務	1	児童福祉関係業務	2	
消費者生活者相談データ	捜査関係事項照会	2	空き地等管理業務	1	
	消費者に係る調査	1	災害復興関係業務	2	
職員名簿・給与等関係データ(職員課)	農業委員会運営業務	1	老人保護措置業務	1	
	農業者生活者相談	1	選挙業務	2	
住民基本台帳関係データ	国税の調査、照会	1	小口資金貸付業務	1	
	地方税の調査、照会	10	図書館業務	1	
	国民健康保険関係業務	1	道路管理業務	1	
	介護保険関係業務	1	道路交通法に係る放置違反金関係照会	1	
	滞納債権回収業務	3	国税の調査、照会	1	
	戸籍関係調査、照会	1	地方税の調査、照会	10	
	捜査関係事項等照会	6	国民健康保険関係業務	1	
	親族調査	1	介護保険関係業務	1	
	住民基本台帳関係業務	1	滞納債権回収業務	2	
	居住地照会	1	戸籍関係調査、照会	1	
都営住宅管理業務	2	捜査関係事項照会	5		
生活保護法関係業務	1				

個人情報データの記録	外部提供の内容	件数
戸籍関係データ	少年保護関係業務	1
	親族調査	1
	住民基本台帳関係業務	1
	住民登録に係る調査	1
	国籍事務関係業務	1
	居住地照会	1
	都営住宅管理業務	1
	市営住宅管理業務	1
	用地取得に関する調査	7
	水道事業関係	1
	社会保険等事業関係	2
	生活保護法関係業務	1
	保護観察業務	1
	出入国管理業務	1
	特定非営利法人関係業務	1
	学術研究資料収集等	1
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項の照会	4
	農地整備業務	1
	関係人の調査	1
	国有財産管理業務	1
	境界確認業務	1
	新住宅市街地開発業務	1
	たばこ事業法に基づく行政処分	1
	未引揚邦人業務	1
	教育免許業務	1
	森林調査業務	1
	墓地管理業務	2
	災害復興関係業務	3
	奨学金業務	1
	産業廃棄物処理業務	1
	地籍調査業務	1
	児童福祉関係業務	2
	成年後見関係業務	1
	空き地等管理業務	1

個人情報データの記録	外部提供の内容	件数
戸籍関係データ	老人保護措置業務	1
	記念事業実施業務	1
	選挙業務	1
	小口資金貸付業務	1
	臨時福祉給付金業務	1
	行旅病人及行旅死亡人取扱業務	1
	年金記録関係	1
成年被後見人等戸籍関係データ	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項の照会	18
	古物営業、銃砲刀剣類所持の許可等に関する許認可片からの欠格事項の照会	2
	身上調査及び捜査関係事項の照会	25
	馬主の資格及び身元確認	2
	在外選挙人名簿の登録資格の照会	1
	自治会等から敬老事業に関する対象者の照会	10
75歳以上リスト(介護福祉課)		
介護保険関係データ	介護支援事業者等からの介護サービス計画作成等に係る調査	151
生活保護関係データ	障害者控除認定に係る照会	2
廃棄物処理関係データ	就労援助業務	1
	捜査関係事項照会	1
私立幼稚園等保護者補助金関係データ	愛育手当の受給資格確認業務	1
就学支援システムデータ	市税等滞納整理業務	1
新入学学齢児童生徒名簿データ	入学祝品支給関係業務	1
利用者データ	捜査関係事項照会	1
選挙人名簿データ	世論調査、意識調査対象者抽出業務	4
	政治活動関係業務	2
	合計	396

議案第33号

平成27年度

小金井市

一般会計補正予算

(第2回)

平成27年度小金井市一般会計補正予算（第2回）

平成27年度小金井市の一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ96,812千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,433,998千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月2日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12 使用料及び手数料		864,966	7,877	872,843
	1 使用料	408,510	7,877	416,387
13 国庫支出金		5,937,888	31,845	5,969,733
	2 国庫補助金	1,305,339	31,845	1,337,184
14 都支出金		5,153,068	57,414	5,210,482
	2 都補助金	2,963,992	56,414	3,020,406
	3 委託金	662,096	1,000	663,096
19 諸収入		270,409	△324	270,085
	5 雑入	229,666	△324	229,342
歳入合計		37,337,186	96,812	37,433,998

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,383,994	千円 48,932	千円 3,432,926
	1 総 務 管 理 費	2,550,841	8,444	2,559,285
	2 徴 税 費	459,024	115	459,139
	3 戸籍住民基本台帳費	191,654	40,373	232,027
3 民 生 費		17,234,283	50,873	17,285,156
	1 社 会 福 祉 費	6,829,665	14,367	6,844,032
	2 児 童 福 祉 費	7,186,102	35,777	7,221,879
	3 生 活 保 護 費	3,187,868	729	3,188,597
4 衛 生 費		4,022,021	742	4,022,763
	2 清 掃 費	3,084,591	742	3,085,333
7 商 工 費		176,194	16,726	192,920
	1 商 工 費	176,194	16,726	192,920
10 教 育 費		3,228,123	8,658	3,236,781
	1 教 育 総 務 費	730,861	8,658	739,519
13 予 備 費		104,105	△29,119	74,986
	1 予 備 費	104,105	△29,119	74,986
歳 出 合 計		37,337,186	96,812	37,433,998



議案第33号資料1

平成27年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 使用料及 手 数 び 料		千円 864,966	千円 7,877	千円 872,843
	1 使 用 料	408,510	7,877	416,387
13 国庫支出金		5,937,888	31,845	5,969,733
	2 国 庫 補 助 金	1,305,339	31,845	1,337,184
14 都 支 出 金		5,153,068	57,414	5,210,482
	2 都 補 助 金	2,963,992	56,414	3,020,406
	3 委 託 金	662,096	1,000	663,096
19 諸 収 入		270,409	△324	270,085
	5 雑 入	229,666	△324	229,342
歳 入 合 計		37,337,186	96,812	37,433,998

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,383,994	千円 48,932	千円 3,432,926
	1 総務管理費	2,550,841	8,444	2,559,285
	2 徴税費	459,024	115	459,139
	3 戸籍住民基本台帳費	191,654	40,373	232,027
3 民生費		17,234,283	50,873	17,285,156
	1 社会福祉費	6,829,665	14,367	6,844,032
	2 児童福祉費	7,186,102	35,777	7,221,879
	3 生活保護費	3,187,868	729	3,188,597
4 衛生費		4,022,021	742	4,022,763
	2 清掃費	3,084,591	742	3,085,333
7 商工費		176,194	16,726	192,920
	1 商工費	176,194	16,726	192,920
10 教育費		3,228,123	8,658	3,236,781
	1 教育総務費	730,861	8,658	739,519
	2 小学校費	938,871	0	938,871
	3 中学校費	487,774	0	487,774
13 予備費		104,105	△29,119	74,986
	1 予備費	104,105	△29,119	74,986
歳出合計		37,337,186	96,812	37,433,998

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
50,507		△325	△1,250
10,134		△325	△1,365
			115
40,373			
19,237		1	31,635
		1	14,366
19,237			16,540
			729
			742
			742
18,102			△1,376
18,102			△1,376
1,413			7,245
1,000			7,658
263			△263
150			△150
			△29,119
			△29,119
89,259		△324	7,877

2 歳 入

款 12 使用料及び手数料

項 1 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 衛生使用料	千円 2,759	千円 7,877	千円 10,636	1 保健衛生使用料	千円 7,877

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫補助金	千円 335,153	△ 千円 13,983	千円 321,170	2 児童福祉費補助金	△ 千円 13,983
5 総務費国庫補助金	36,968	45,828	82,796	1 総務管理費補助金	45,828

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 1,481,357	千円 33,100	千円 1,514,457	2 児童福祉費補助金	千円 33,100
5 商工費都補助金	11,177	23,314	34,491	1 商工費補助金	23,314

説	明	千円
3 行政財産使用料 (行政財産使用料条例第2条)	(ごみ対策課)	7,877

説	明	千円
4 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金 (子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付要綱)	(子育て支援課) △	13,983
3 個人番号カード交付事業費補助金 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令)	(市民課)	40,373
4 文化芸術振興費補助金 (文化芸術振興費補助金(文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業)交付要綱)	(コミュニティ文)	5,455

説	明	千円
4 認証保育所運営費等補助金 (東京都認証保育所運営費等補助要綱)	(保育課)	17,500
10 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱)	(子育て支援課)	600
23 小規模保育整備促進支援事業補助金 (小規模保育整備促進支援事業補助要綱)	(保育課)	15,000
4 消費者行政推進交付金 (東京都消費者行政推進交付金交付要綱)	(経済課)	23,314

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5 教育費委託金	千円 4,544	千円 1,000	千円 5,544	1 教育費委託金	千円 1,000

款 19 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
6 雑入	千円 216,500	千円 △ 324	千円 216,176	1 雑入	千円 △ 324

説	明	千円
4 日本 <sup>の</sup> 伝統・文化 <sup>の</sup> 良さを発信する能力・態度 <sup>の</sup> 育成事業委託金 (日本 <sup>の</sup> 伝統・文化 <sup>の</sup> 良さを発信する能力・態度 <sup>の</sup> 育成事業実施要項)	(指 導 室)	1,000

説	明	千円
62 自治総合センターコミュニティ助成金	(コミュニティ文)	△ 2,075
69 緊急短期入院利用者負担金	(介護福祉課)	1
70 地域の文化・芸術活動助成金 (地域の文化・芸術活動助成事業創造プログラム助成要綱)	(コミュニティ文)	1,000
71 芸術・科学財団助成金	(コミュニティ文)	750



3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,350,201	0	1,350,201	4,679		
2 文書管理費	433,107	1,239	434,346			
10 市民文化費	275,081	7,205	282,286	5,455		△ 325
				5,455		1,000
						△ 1,325

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 4,679				
1,239				
297	13 委託料	45	4 内部情報システムに要する経費 (情報システム課)	297
	14 使用料及び賃借料	1,194	13 委託料 (内部情報・基幹系ネットワーク接続機器等保守委託料 (平成27年度導入分))	45
			14 使用料及び賃借料 (内部情報・基幹系ネットワーク接続機器等借上料 (平成27年度導入分))	252
942			6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課)	942
			14 使用料及び賃借料 (コンビニ交付システム機器等借上料 (平成27年度導入分))	942
2,075				
	8 報償費	120	3 文化振興に要する経費 (コミュニティ文)	6,455
	11 需用費	131	13 委託料 (芸術文化振興計画推進事業運営委託料その	5,955
	1 消耗品費	31	2	5,955
	5 印刷製本費	100	19 負担金補助及び交付金 (小金井薪能補助金)	500
	12 役務費	249		500
	5 手数料	249	8 はけの森美術館事業に要する経費 (コミュニティ文)	750
2,075	13 委託料	6,205	8 報償費 (ワークショップ等講師謝礼)	120
	19 負担金補助及び交付金	500	11 需用費 (消耗品費)	31
			印刷製本費	100
			12 役務費 (広告料)	249
			13 委託料 (デザイン編集委託料)	250
				250

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 徴 収 費	57,945	115	58,060			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
115				
115	7 賃金	115	1 収納事務に要する経費 (納 税 課)	115
			7 賃 金 (	115)
			事務補助員賃金	115

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	191,654	40,373	232,027	40,373		
				40,373		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	19 負担金補助及び交付金	40,373	3 住民基本台帳事務に要する経費 (市 民 課) 40,373 19 負担金補助及び交付金 ( 40,373) 個人番号カード関連事務費交付金 40,373

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	794,830	13,431	808,261			
4 高齢者福祉費	474,897	994	475,891			1
						1
9 介護保険事業費	1,186,000	△ 58	1,185,942			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
13,431				
13,431	23 償還金利子及び割引料	13,431	30 返還金・還付金 (地域福祉課)	13,431
			(1) 地域福祉課関係経費	13,431
			23 償還金利子及び割引料 (	13,431)
			平成26年度臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金返還金	12,285
			平成26年度臨時福祉給付金給付事務費国庫補助金返還金	13
			平成26年度地域福祉推進事業都補助金返還金	1,133
993				
694	13 委託料	300	3 老人施設措置に要する経費 (介護福祉課)	694
	20 扶助費	694	20 扶助費 (	694)
			入所介護費 特別養護老人ホーム	694
299			6 高齢者権利擁護事業に要する経費 (介護福祉課)	300
			13 委託料 (	300)
			高齢者緊急短期入院委託料	300
△ 58				
△ 58	28 繰出金	△ 58	1 介護保険特別会計繰出金 (財政課)	△ 58
			28 繰出金 (△	58)
			地域支援事業(包括任意)繰出金	△ 58



款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	3,797,949	15,600	3,813,549	16,440		
				600		
				15,000		
2 児童措置費	1,777,864	35,000	1,812,864	17,500		
				17,500		
4 保育園費	951,202	0	951,202	120		
8 子育て世帯臨時特 例給付金給付費	56,283	△ 14,823	41,460	△ 14,823		
				△ 14,823		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 840				
	19 負担金補助及び交付金	15,600	25 民間保育所等非常通報装置整備事業に要する経費 (保 育 課)	600
			19 負担金補助及び交付金 (民間保育所等非常通報装置整備事業補助金)	( 600 ) 600
			26 保育施設開設及び改修に要する経費 (保 育 課)	15,000
			19 負担金補助及び交付金 (小規模保育施設改修費等補助金)	( 15,000 ) 15,000
17,500				
17,500	19 負担金補助及び交付金	35,000	5 認証保育所運営に要する経費 (保 育 課)	35,000
			19 負担金補助及び交付金 (認証保育所運営費等補助金 (開設準備経費))	( 35,000 ) 35,000
△ 120				
	7 賃金	773		
	12 役務費 1 郵便料	△ 1,722 △ 1,722	1 子育て世帯臨時特例給付金給付に要する経費 ( )	△ 14,823
	13 委託料	△ 13,874	(1) 情報システム課関係経費	△ 2,376
			13 委託料 (基幹系システム修正委託料 (子育て世帯臨時特例給付金対応分))	(△ 2,376) △ 2,376
			(2) 子育て支援課関係経費	△ 12,447
			7 賃 金 (事務補助員賃金)	( 773 ) 773
			12 役 務 費 (郵便料)	(△ 1,722) △ 1,722
			13 委 託 料 (子育て世帯臨時特例給付金給付事務委託料 子育て世帯臨時特例給付金申請書等封入封緘作業委託料)	(△ 11,498) △ 9,290 △ 2,208

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	153,846	729	154,575			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
729			
729	13 委託料	729	2 生活保護事務に要する経費 (地 域 福 祉 課) 729
			13 委 託 料 ( 729) 生活保護システム修正委託料 729

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	2,550,734	742	2,551,476			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
742			
183	11 需用費 11 修繕料	559 559	2 塵芥処理に要する経費 (ごみ対策課) 183
	19 負担金補助及び交付金	183	19 負担金補助及び交付金 ( 183) 東京たま広域資源循環組合負担金 183
559			5 資源ごみ回収に要する経費 (ごみ対策課) 559
			11 需用費 ( 559) 修繕料 559

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	76,585	15,175	91,760	16,551		
				16,551		
2 商工振興費	90,925	1,551	92,476	1,551		
				1,551		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,376			
△ 1,376	1 報酬	70	2 消費者対策に要する経費 (経 済 課) 15,175
	8 報償費	216	1 報 酬 ( 70) 消費生活相談員報酬 70
	13 委託料	14,813	8 報 償 費 ( 216) 消費者講座講師謝礼 126 消費生活相談アドバイザー謝礼 90
	18 備品購入費	76	13 委 託 料 ( 14,813) 高齢者消費者被害未然防止キャンペーン委 託料 14,813
			18 備品購入費 ( 76) 一般機器類 76
	19 負担金補助及び交付金	1,551	1 商工振興に要する経費 (経 済 課) 1,551
			19 負担金補助及び交付金 ( 1,551) 産業振興プラン推進組織・名物市等特別事 業補助金 1,551



款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	494,146	7,658	501,804			
3 教育指導費	166,483	1,000	167,483	1,000		
				1,000		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
7,658			
7,658	2 給料	4,590	1 職員人件費その他 ( ) 7,658
	3 職員手当等	2,034	(1) 庶務課関係経費 7,658
	4 共済費	1,034	2 給料 ( 4,590)
			特別職給料 4,590
			3 職員手当等 ( 2,034)
			4 共済費 ( 1,034)
	8 報償費	284	20 その他教育指導等に要する経費 (指導室) 1,000
	11 需用費	716	
	1 消耗品費	716	8 報償費 ( 284)
			日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業講師等謝礼 284
			11 需用費 ( 716)
			消耗品費 716

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 学校保健給食費	232,700	0	232,700	263		

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 263		千円	千円

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 学校保健給食費	171,743	0	171,743	150		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 150		千円	千円

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	104,105	△ 29,119	74,986			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 29,119		千円	千円



給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計			
補正後	長 等	3		26,070	10,460		13,733	50,263	5,788	56,051
	議 員	24	143,703		56,715			200,418	90,206	290,624
	その他	1,959	767,578					767,578	102,563	870,141
	計	1,986	911,281	26,070	67,175		13,733	1,018,259	198,557	1,216,816
補正前	長 等	2		21,480	8,486		13,673	43,639	4,754	48,393
	議 員	24	143,703		56,715			200,418	90,206	290,624
	その他	1,959	767,508					767,508	102,563	870,071
	計	1,985	911,211	21,480	65,201		13,673	1,011,565	197,523	1,209,088
比較	長 等	1		4,590	1,974		60	6,624	1,034	7,658
	議 員									
	その他		70					70		70
	計	1	70	4,590	1,974		60	6,694	1,034	7,728

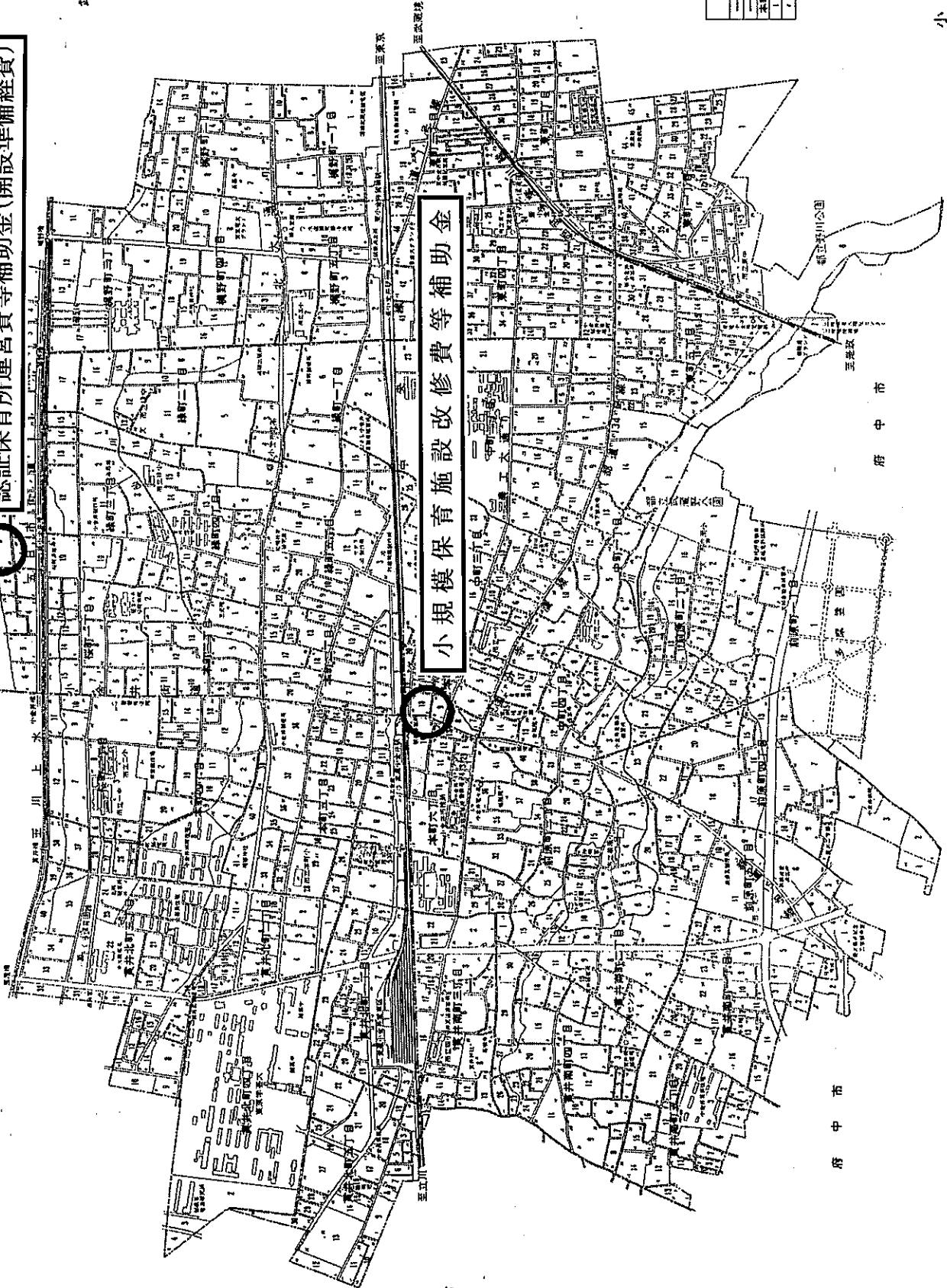
その他の手当は、退職手当13,510千円及び通勤手当223千円である。

工 事 位 置 図

小 平 市

認定保育所運営費等補助金(開設準備経費)

小規模保育施設改修費等補助金



武蔵野市



三 鷹 市

凡	例
市界	——
町界	---
本町六丁目	1
本町五丁目	2
本町四丁目	3
本町三丁目	4
本町二丁目	5
本町一丁目	6
住居番号	7

国 分 寺 市

府 中 市

府 中 市

小 金 井 市

議案第34号

平成27年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第1回)

## 平成27年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第1回）

平成27年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ234千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,557,681千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月2日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,611,078	千円 △117	千円 1,610,961
	2 国庫補助金	344,347	△117	344,230
5 都支出金		1,074,133	△58	1,074,075
	2 都補助金	30,722	△58	30,664
8 繰入金		1,186,000	△58	1,185,942
	1 一般会計繰入金	1,186,000	△58	1,185,942
10 諸収入		92	△1	91
	2 雑収入	89	△1	88
歳入合計		-7,557,915	△234	7,557,681

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 地域支援事業費		千円 176,032	千円 △300	千円 175,732
	2 包括的支援事業・任意事業費	124,544	△300	124,244
5 基金積立金		14,796	66	14,862
	1 基金積立金	14,796	66	14,862
歳出合計		7,557,915	△234	7,557,681

議案第34号資料

平成27年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,611,078	千円 △117	千円 1,610,961
	2 国庫補助金	344,347	△117	344,230
5 都支出金		1,074,133	△58	1,074,075
	2 都補助金	30,722	△58	30,664
8 繰入金		1,186,000	△58	1,185,942
	1 一般会計繰入金	1,186,000	△58	1,185,942
10 諸収入		92	△1	91
	2 雑収入	89	△1	88
歳入合計		7,557,915	△234	7,557,681

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 地域支援事業費		千円 176,032	千円 △300	千円 175,732
	2 包括的支援事業・ 任意事業費	124,544	△300	124,244
5 基金積立金		14,796	66	14,862
	1 基金積立金	14,796	66	14,862
歳 出 合 計		7,557,915	△234	7,557,681



補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 △175	千円	千円 △66	千円 △59
△175		△66	△59
		65	1
		65	1
△175		△1	△58

2 歳入

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	千円 48,572	千円 △ 117	千円 48,455	1 現年度分	千円 △ 117

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	千円 24,286	千円 △ 58	千円 24,228	1 現年度分	千円 △ 58

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）	千円 24,286	千円 △ 58	千円 24,228	1 現年度分	千円 △ 58

款 10 諸収入

項 2 雑収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 雑収入	千円 87	千円 △ 1	千円 86	1 雑収入	千円 △ 1

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第2項)	(介護福祉課) △	117

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第4項)	(介護福祉課) △	58

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第4項)	(介護福祉課) △	58

説	明	千円
2 緊急短期入院利用者負担金	(介護福祉課) △	1

3 歳 出

款 4 地域支援事業費

項 2 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 任意事業費	4,136	△ 300	3,836	△ 175		△ 66
				△ 175		△ 66

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 59			
△ 59	13 委託料	△ 300	5 緊急短期入院事業に要する経費 (介護福祉課) △ 300
			13 委託料 (△ 300)
			高齢者緊急短期入院委託料 △ 300

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	14,796	66	14,862			65
						65

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1			
1	25 積立金	66	1 介護給付費準備基金積立金 (介護福祉課) 66
			25 積立金 (66)
			介護給付費準備基金積立金 (積立元金) 66

議案第35号

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める。

平成27年6月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員山田義雄が平成27年6月30日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。



固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市貫井南町四丁目29番28号

氏 名 山 田 義 雄

生年月日 昭和23年5月23日

職 業 弁護士

議案第35号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市貫井南町四丁目29番28号  
氏 名 やま だ よし お  
山 田 義 雄  
生年月日 昭和23年5月23日

学 歴

昭和48年3月 中央大学法学部法律学科卒業

職 歴

昭和49年4月 小金井市役所入所  
昭和56年3月 同市役所退職  
昭和56年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生  
昭和58年3月 最高裁判所司法研修所修了  
昭和58年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属)  
本谷法律事務所勤務  
昭和63年4月 中野・山田法律事務所開設  
平成元年4月 山田法律事務所開設  
平成21年7月 小金井市固定資産評価審査委員会委員に就任、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第36号

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年6月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

子どもの看護休暇の看護対象となる子の範囲を拡大することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条の4第1項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」を「12歳に達する日又は小学校もしくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子」に、「予防接種」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に予防接種」に改める。

付 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(子どもの看護休暇)</p> <p>第10条の4 <u>子どもの看護休暇は、12歳に達する日又は小学校もしくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれが遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において「養育する職員が、その子（次子）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をいう。）のため又は予防接種もしくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当である場合の休暇とする。</u></p> <p>2 } 省略 3</p>	<p>(子どもの看護休暇)</p> <p>第10条の4 <u>子どもの看護休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をいう。）のため又は予防接種もしくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。</u></p> <p>2 } 省略 3</p>	<p>子どもの看護休暇の対象範囲の拡大</p> <p>規定の整備</p>
<p>付 則</p> <p>この条例は、平成27年7月1日から施行する。</p>		

議案第37号

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年6月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育長」を削る。

第5条中「市長及び副市長」を「市長、副市長及び教育長」に改める。

第5条の4第2項に次の1号を加える。

(3) 教育長の職にあつた者については、在職1年につき100分の250  
別表第1に次のように加える。

教育長	765,000円
-----	----------

別表第2中

職名		支給区分	報酬額
教育委員会	委員長	月額	131,000円
	委員	月額	115,000円

を

」

職名	支給区分	報酬額
教育委員会委員	月額	115,000円

に改める。

」

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の特別職の給与に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の特別職の給与に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考												
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条の規定に基づき、特別職の職員（議会の議員及び消防団員を除く。）が受ける給料、報酬及び費用弁償に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第5条 市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）に対しては、給料及び旅費のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第5条の4 省略</p> <p>2 前項の退職手当の額は、退職等の日における給料月額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) } 省略 (2) }</p> <p>(3) 教育長の職にあつた者については、<u>在職1年につき100分の250</u></p> <p>3 } 省略 4 }</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1316 1265 1396 2049"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>965,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">給料表</p>	区分	給料月額	備考	市長	965,000円		<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条の規定に基づき、特別職の職員（議会の議員、教育長及び消防団員を除く。以下同じ。）が受ける給料、報酬及び費用弁償に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第5条 市長及び副市長（以下「市長等」という。）に対しては、給料及び旅費のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第5条の4 省略</p> <p>2 前項の退職手当の額は、退職等の日における給料月額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) } 省略 (2) }</p> <p>3 } 省略 4 }</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1316 369 1396 1153"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>965,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">給料表</p>	区分	給料月額	備考	市長	965,000円		<p>教育長に関する規定の削除</p> <p>教育長に関する規定の追加</p> <p>同上</p>
区分	給料月額	備考												
市長	965,000円													
区分	給料月額	備考												
市長	965,000円													



副市長	825,000円
教育長	765,000円

別表第2 (第2条関係)

報酬額表

職名	支給区分	報酬額	備考
教育委員会委員	月額	115,000円	省略
	省略		

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の特別職の給与に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の特別職の給与に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

副市長	825,000円
-----	----------

別表第2 (第2条関係)

報酬額表

職名	支給区分	報酬額		備考
		月額	省略	
教育委員会委員	月額	131,000円	省略	
	省略	115,000円		

教育長に関する規定の追加

教育委員会委員長に関する規定の削除

議案第38号

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

小金井市市税条例等の一部を別紙のように改正する。

平成27年6月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律等の公布及び施行に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

## 小金井市市税条例等の一部を改正する条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)) (法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に改め、同条第4号中「又は名称」を「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。

第18条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第29条第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第30条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第53条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第86条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第106条第2項並びに第107条第2項及び第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第129条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

付則第7条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

付則第10条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条から付則第12条までを次のように改める。

第10条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第3項の規定による申告書の提出(第30条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条

において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の同条第12項に規定する市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた同条第13項に規定する市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第11条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

#### 第12条 削除

付則第18条の2に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

付則第36条を次のように改める。

#### 第36条 削除

(小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中第13条第2項の改正規定中「もしくは事務所」を「もしくは事業所」に、「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第2条第3号及び第4号、第18条第2項、第29条第7項並びに第30条の3第4項の改正規定並びに次条第2項及び第6項の規定 平成28年1月1日
- (2) 第1条中小金井市市税条例付則第7条第1項及び第36条の改正規定並びに付則第4条の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の小金井市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第18条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第10条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する新条例付則第10条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 4 新条例付則第11条の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、な

お従前の例による。

- 6 新条例第29条第7項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第29条第7項の規定による申告について適用し、同日前に行われる第1条の規定による改正前の小金井市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第18条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例付則第36条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第112条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第115条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第115条第1項	施行規則第34号の2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第115条第2項	施行規則第34号の2 の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第115条第3項	施行規則第34号の2 の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第115条第4項	施行規則第34号の2 様式又は第34号の2 の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第109条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、

- 1, 000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第11条、第115条第4項及び第5項、第117条の2並びに第118条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第115条第1項もしくは第2項	小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）付則第4条第6項
第11条第2号	第115条第1項もしくは第2項	平成27年改正条例付則第4条第5項
第11条第3号	第51条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第4条第6項の納期限
第115条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2	平成27年改正法附則第20条第4項の規定



	の2様式	
第115条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第4条第6項
第117条の2第1項	第115条第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第4条第5項
	当該各項	同項
第118条第2項	第115条第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第4条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第116条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第115条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第9項
第7項の表第11条の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第11条第2号の項	付則第4条第5項	付則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第11条第3号の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第115条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第115条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第117条の2第1項の項	付則第4条第5項	付則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第118条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である

場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第11項
第7項の表第11条の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第11条第2号の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第11条第3号の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第115条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第115条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第117条の2第1項の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第118条第	付則第4条第6項	付則第4条第12項にお

2項の項		いて準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第13項
第7項の表第11条の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第11条第2号の項	付則第4条第5項	付則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第11条第3	付則第4条第6項	付則第4条第14項にお

号の項		いて準用する同条第6項
第7項の表第115条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第115条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第117条の2第1項の項	付則第4条第5項	付則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第118条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

## 議案第38号資料1

### 小金井市市税条例等の一部を改正する条例要綱

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）等の公布及び施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「番号法」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

#### 2 第1条による改正内容

- (1) 税番号制度の導入に伴い、規定の整備を行う（市民税関係。番号法第9条、条例第2条、条例第29条）。
- (2) 所得割の課税標準の算定方法について、所得税法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする（市民税関係。法第313条、条例第18条）。
- (3) 減免申請期限について、「納期限前7日」を「納期限」に改正する（市民税関係。条例第53条。固定資産税関係。条例第86条、条例第129条。軽自動車税関係。条例第106条、条例第107条）。
- (4) ふるさと納税ワンストップ特例制度に関する規定を新設する（市民税関係。法附則第7条、法附則第7条の2、条例付則第10条、条例付則第11条）。
- (5) サービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に対する固定資産税の減額措置について、適用する減額割合を3分の2とする（固定資産税関係。法附則第15条の8、条例付則第18条の2）。
- (6) 紙巻たばこ三級品に対する税率の特例を廃止する（たばこ税関係。法附則第30条の2、条例付則第36条）。
- (7) その他所要の規定の整備を行う。

#### 3 第2条による改正内容

法の改正等に伴い、所要の規定の整備を行う。

#### 4 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、(1)及び(2)に掲げる規定は、当該(1)及び(2)に定める日から施行する。

(1) 第1条中小金井市市税条例第2条第3号及び第4号、第18条第2項、第29条第7項並びに第30条の3第4項の改正規定並びに5(1)イ及びカの規定 平成28年1月1日

(2) 第1条中小金井市市税条例付則第7条第1項及び第36条の改正規定並びに5(3)の規定 平成28年4月1日

(付則第1条)

## 5 経過措置

### (1) 市民税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

イ 新条例第18条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

ウ 新条例付則第10条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する新条例付則第10条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

エ 新条例付則第11条の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

オ 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

カ 新条例第29条第7項の規定は、4(1)に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第29条第7項の規定による申告について適用し、同日前に行われる第1条の規定による改正前の小金井市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

(付則第2条)

(2) 固定資産税に関する経過措置

- ア 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- イ 新条例付則第18条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(付則第3条)

(3) 市たばこ税に関する経過措置

- ア 別段の定めがあるものを除き、4(2)に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例付則第36条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下(3)において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- イ (ア)から(イ)までに掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第112条の規定にかかわらず、当該(ア)から(イ)までに定める税率とする。
- (ア) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円
- ウ イの規定の適用がある場合における新条例第115条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第115条第1項	施行規則第34号の2様	地方税法施行規則の一部
----------	-------------	-------------



	式	を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第115条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第115条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第115条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

エ 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下(3)において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第109条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下(3)において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売

り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

オ エに規定する者は、エに規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

カ オの規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

キ エの規定により市たばこ税を課する場合においては、エからカまでに規定するもののほか、新条例第11条、第115条第4項及び第5項、第117条の2並びに第118条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第115条第1項もしくは第2項	小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）要綱5(3)カ
第11条第2号	第115条第1項もしくは第2項	平成27年改正条例要綱5(3)オ
第11条第3号	第51条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例要綱5(3)カの納期限
第115条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2	平成27年改正法附則第20条第4項の規定

	様式	
第115条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例要綱 5(3)カ
第117条の2第1項	第115条第1項又は第 2項	平成27年改正条例要綱 5(3)オ
	当該各項	同項
第118条第2項	第115条第1項又は第 2項	平成27年改正条例要綱 5(3)カ

ク 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、エの規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第116条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第115条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

ケ 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0

00本につき430円とする。

コ オからクまでの規定は、ケの規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

オ	エ	ケ
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
カ	平成28年9月30日	平成29年10月2日
キの表以外の部分	エの エからカまで	ケの オ、カ及びケ
キの表第11条の項	5(3)カ	5(3)コにおいて準用する5(3)カ
キの表第11条第2号の項	5(3)オ	5(3)コにおいて準用する5(3)オ
キの表第11条第3号の項	5(3)カ	5(3)コにおいて準用する5(3)カ
キの表第115条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
キの表第115条第5項の項	5(3)カ	5(3)コにおいて準用する5(3)カ
キの表第117条の2第1項の項	5(3)オ	5(3)コにおいて準用する5(3)オ
キの表第118条第2項の項	5(3)カ	5(3)コにおいて準用する5(3)カ
ク	エ	ケ

サ 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの

者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

シ オからクまでの規定は、サの規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

オ	エ	サ
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
カ	平成28年9月30日	平成30年10月1日
キの表以外の部分	エの	サの
	エからカまで	オ、カ及びサ
キの表第11条の項	5(3)カ	5(3)シにおいて準用する5(3)カ
キの表第11条第2号の項	5(3)オ	5(3)シにおいて準用する5(3)オ
キの表第11条第3号の項	5(3)カ	5(3)シにおいて準用する5(3)カ
キの表第115条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
キの表第115条第5項	5(3)カ	5(3)シにおいて準用する

の項		5(3)カ
キの表第117条の2第1項の項	5(3)オ	5(3)シにおいて準用する 5(3)オ
キの表第118条第2項の項	5(3)カ	5(3)シにおいて準用する 5(3)カ
ク	エ	サ

ス 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

セ オからクまでの規定は、スの規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

オ	エ	ス
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
カ	平成28年9月30日	平成31年9月30日
キの表以外の部分	エの	スの
	エからカまで	オ、カ及びス
キの表第11条の項	5(3)カ	5(3)セにおいて準用する

		5(3)カ
キの表第11条第2号の項	5(3)オ	5(3)セにおいて準用する 5(3)オ
キの表第11条第3号の項	5(3)カ	5(3)セにおいて準用する 5(3)カ
キの表第115条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
キの表第115条第5項の項	5(3)カ	5(3)セにおいて準用する 5(3)カ
キの表第117条の2第1項の項	5(3)オ	5(3)セにおいて準用する 5(3)オ
キの表第118条第2項の項	5(3)カ	5(3)セにおいて準用する 5(3)カ
ク	エ	ス

(付則第4条)

小金井市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市市税条例 (第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省略 (2) }</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)) (法人番号を有しない者にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称)並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(所得割の課税標準) 第18条 省略 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p> <p>(市民税の申告) 第29条 省略</p>	<p>(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省略 (2) }</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(所得割の課税標準) 第18条 省略 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。</p> <p>(市民税の申告) 第29条 省略</p>	<p>税番号制度の新設に伴う規定の整備</p> <p>所得割の課税標準の算定方法の変更</p>



2 }  
5 }  
6 }  
省略

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第13条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第30条の3 省略

2 }  
3 }  
省略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(市民税の減免)

第53条 省略

2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1) }  
(2) }  
省略

3 省略

(固定資産税の減免)

第86条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

2 }  
5 }  
6 }  
省略

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第13条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第30条の3 省略

2 }  
3 }  
省略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(市民税の減免)

第53条 省略

2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前減免申請期限の7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1) }  
(2) }  
省略

3 省略

(固定資産税の減免)

第86条 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

税番号制度の新設に伴う規定の整備

引用条項の改正

<p>(1) } 省略 (4) }</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期 限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けよう とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) } 省略 (5) }</p> <p>3 省略 (軽自動車税の減免) 第106条 省略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期 限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次 の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証 明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) } 省略 (8) }</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免) 第107条 省略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者 は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法 律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦 傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により 戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受け ていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において 「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交 付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123 号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下 この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通 法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身</p>	<p>(1) } 省略 (4) }</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期 限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受け ようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければな らない。</p> <p>(1) } 省略 (5) }</p> <p>3 省略 (軽自動車税の減免) 第106条 省略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期 限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額 及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事 由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) } 省略 (8) }</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免) 第107条 省略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者 は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和2 4年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手 帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定 により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付 を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項に おいて「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところに より交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第1 23号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳 (以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道 路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付さ</p>
---	--

身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならぬ。

- (1) } 省略
- {
- (6) }

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認めると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第106条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 省略

(特別土地保有税の減免)

第129条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) } 省略
- {
- (3) }

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

- (1) } 省略
- {
- (3) }

3 省略

付 則

れた身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならぬ。

- (1) } 省略
- {
- (6) }

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市減免申請期限の長が、当該軽自動車等の提示に代わると認めると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第106条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 省略

(特別土地保有税の減免)

第129条 市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) } 省略
- {
- (3) }

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

- (1) } 省略
- {
- (3) }

3 省略

付 則

<p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第7条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第54条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項の規定による申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第54条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内における申告基準日の到来する市民税に係る第54条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 省略</p> <p>（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）</p> <p>第10条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第24条第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第3項の規定による申告書の提出（第30条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条</p>	<p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第7条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第54条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項の規定による申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第54条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内における申告基準日の到来する市民税に係る第54条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 省略</p> <p>（個人市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）</p> <p>第10条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第24条第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第3項の規定による申告書の提出（第30条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条</p>	<p>引用条項の改正</p> <p>ふるさと納税ワンストップ特例制度の新設</p>
<p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第7条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第54条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項の規定による申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第54条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内における申告基準日の到来する市民税に係る第54条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 省略</p> <p>（個人市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）</p> <p>第10条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第24条第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第3項の規定による申告書の提出（第30条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条</p>	<p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第7条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第54条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項の規定による申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第54条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内における申告基準日の到来する市民税に係る第54条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 省略</p> <p>（個人市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）</p> <p>第10条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第24条第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第3項の規定による申告書の提出（第30条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条</p>	<p>引用条項の改正</p> <p>ふるさと納税ワンストップ特例制度の新設</p>

において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の同条第12項に規定する市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた同条第13項に規定する市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第11条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第12条 削除

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 省略

寄附金税額控除に係る規定の整備

2  
3  
5

省略

6 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

第36条 削除

(たばこ税の税率の特例)

第36条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第112条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第115条第1項から第4項までの規定については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第2条第3号及び第4号、第18条第2項、第29条第7項並びに第30条の3第4項の改正規定並びに次条第2項及び第6項の規定 平成28年1月1日
  - (2) 第1条中小金井市市税条例付則第7条第1項及び第36条の改正規定並びに付則第4条の規定 平成28年4月1日
- (市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の小

省略

サービス付き高齢者向け住宅に係る特例割合の新設

旧紙巻たばこ三級品に係る特例税率の廃止

金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市市民税に  
関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市市民税について適  
用し、平成26年度分までの個人の市市民税については、なお従前の例  
による。

2 新条例第18条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人  
の市市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市市民税につ  
いては、なお従前の例による。

3 新条例付則第10条の規定は、市市民税の所得割の納税義務者が平成  
27年4月1日以後に支出する新条例付則第10条第1項に規定す  
る地方団体に対する寄附金について適用する。

4 新条例付則第11条の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の  
市市民税について適用する。

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市市民税に関す  
る部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市  
民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市市民税につ  
いて適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市市民税及び同日前に  
開始した連結事業年度分の法人の市市民税については、なお従前の例に  
よる。

6 新条例第29条第7項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の  
日以後に行われる新条例第29条第7項の規定による申告について  
適用し、同日前に行われる第1条の規定による改正前の小金井市市税  
条例（以下「旧条例」という。）第29条第7項の規定による申告に  
ついては、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関  
する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用  
し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例によ  
る。

2 新条例付則第18条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後  
に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2  
号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後  
の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に  
規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課す  
べき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)  
第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例付則第36条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。  
2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第112条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。  
(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000円  
本につき2,925円  
(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000円  
本につき3,355円  
(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000円  
本につき4,000円  
3 前項の規定の適用がある場合における新条例第115条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第115条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第115条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第115条第3項	施行規則第34号の	平成27年改正前の



第115条第4項	2の6様式	地方税法施行規則第48号の9様式
第115条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式
<p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第109条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>		
<p>5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。</p>		
<p>6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>		
<p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第115条、第115条第4項及び第5項、第117条の2並びに第118条の規定を適用する。こ</p>		

の場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第111条	第115条第1項もしくは第2項	小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）付則第4条第6項
第111条第2号	第115条第1項もしくは第2項	平成27年改正条例付則第4条第5項
第111条第3号	第51条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第4条第6項の納期限
第115条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2の様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第115条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第4条第6項
第117条の2第1項	第115条第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例付則第4条第5項 同項
第118条第2項	第115条第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第4条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を

課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第116条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する市たばこ税額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第115条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならぬ。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日

日	日	日
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第9項の 第5項、前項及び第9項
第7項の表第11条の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第11条第2号の項	付則第4条第5項	付則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第11条第3号の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第115条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第115条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第117条の2第1項の項	付則第4条第5項	付則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第118条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項
<p>1.1 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在す</p>		

る貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第6項	平成28年5月2日 平成28年9月30日	平成30年5月1日 平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第11項の 第5項、前項及び第11項
第7項の表第11条の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第11条第2号の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第11条第3号の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第11条第4項の項	付則第20条第4項	付則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第11条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項

第7項の表第117条の2第1項の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第118条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項
13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。		
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第6項	平成28年5月2日	平成31年4月30日
	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部	第4項の	第13項の

分	同項から前項まで	第5項、前項及び第13項
第7項の表第11条の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第11条第2号の項	付則第4条第5項	付則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第11条第3号の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第115条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第115条第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第117条の2第1項の項	付則第4条第5項	付則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第118条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）（第2条関係）

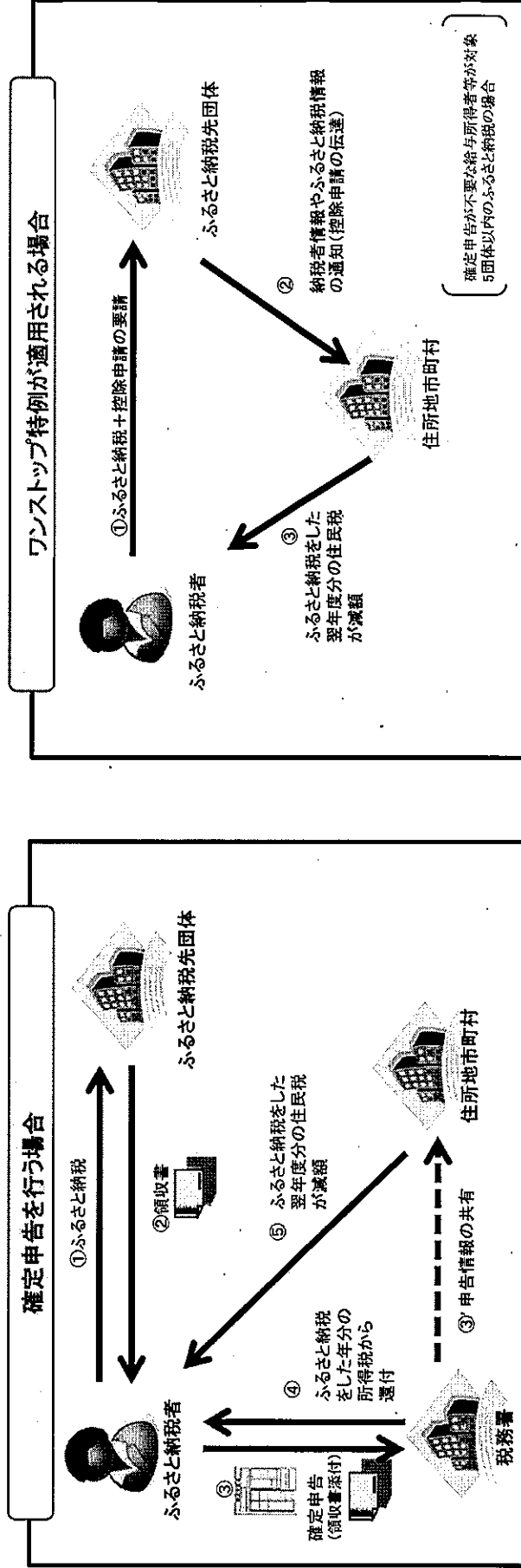
改正条例	現行条例	備考
<p>第1条 省略</p> <p>第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。</p> <p>付 則（抄） （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。（以下省略）</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。</p>	<p>規定の整備 引用法律の変更</p>



## ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

○ 確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限りに、ふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設する。

- ・ 確定申告を行った場合と同額が控除される。(本特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除される。)
- ・ マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入。
- ・ 地方団体の事務負担等を考慮し、5 団体超へのふるさと納税を行う場合は、確定申告を行う場合より控除を受けることが必要。



## 平成27年度税制改正(案)におけるわがまち特例の導入について

### 【固定資産税・都市計画税・不動産取得税】

○都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長。

#### 【固定資産税・都市計画税】

対象資産	対象地域	特例率等
公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産	都市再生緊急整備地域	3/5を参酌して1/2以上7/10以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 (現行: 3/5)
	特定都市再生緊急整備地域	1/2を参酌して2/5以上3/5以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 (現行: 1/2)

※具体的な対象資産:(公共施設)公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、道路

#### 【不動産取得税】

対象資産	対象地域	特例率等
土地及び家屋	都市再生緊急整備地域	1/5を参酌して1/10以上3/10以下で都道府県の条例で定めた割合を控除 (現行: 1/5)
	特定都市再生緊急整備地域	1/2を参酌して2/5以上3/5以下で都道府県の条例で定める割合を控除 (現行: 1/2)

○管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を3年延長。

#### 【固定資産税】

対象資産	特例率等
津波避難施設等	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 (現行: 1/2)

※具体的な対象資産:(家屋)管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難の用に供する部分、(償却資産)誘導灯、誘導標識、自動解錠装置

○新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長。

#### 【固定資産税】

対象資産	特例率等
サービス付き高齢者向け住宅	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合を減額 (現行: 2/3)

#### わがまち特例の導入状況

固定資産税…12項目(4項目)、都市計画税…3項目(2項目)、不動産取得税…2項目(2項目)

※( )書きは平成27年度税制改正(案)による追加分

出典：全国都道府県市町村税担当課長会議(平成27年1月23日)開催資料

**旧3級品の製造たばこに係る地方のたばこ税の税率の見直し(案)**

- 旧3級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を段階的に廃止する。
- 上記の改正は、激変緩和等の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で税率引上げを実施。

(注) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるまの6銘柄。)

(税率:円/1,000本)

実施時期	地方のたばこ税			国のたばこ税
	道府県たばこ税	市町村たばこ税	道のたばこ税	
現 行	411	2,495	2,906	2,906
平成28年4月1日	481	2,925	3,406	3,406
平成29年4月1日	551	3,355	3,906	3,906
平成30年4月1日	656	4,000	4,656	4,656
平成31年4月1日	860	5,262	6,122	6,122
(参考)一般品の税率	860	5,262	6,122	6,122

<税率引上げに伴う所要の措置>

- 手持品課税の実施
  - ・ 旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のために実施。
- 市町村たばこ都道府県交付金制度における調整率の設定
  - ・ たばこ消費基礎人口一人当たりの市町村たばこ税収が、全国平均の2倍(課税定額)を超えた市町村は、その超えた部分を都道府県に交付する制度。
  - ・ 課税定額の算定に、前々年度の全国のたばこ税額を用いることから、税率の引上げに当たり、前々年度の税率で算出した全国のたばこ税額を当該年度の税率で算出し直すために「調整率」を乗じることが必要。

議案第39号

小金井市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例等の一部を別紙のように改正する。

平成27年6月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

国民健康保険税の減免申請期限等を変更するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(小金井市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 小金井市国民健康保険税条例(平成20年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

(小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年条例第39号)の一部を次のように改正する。

付則第1項に次のただし書を加える。

ただし、付則第14項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号資料

小金井市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市国民健康保険税条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(国民健康保険税の減免)                      第25条 省略                      2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。                      (1) } 省略                      (2) }                      3 省略</p> <p>付 則                      この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(国民健康保険税の減免)                      第25条 省略                      2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。                      (1) } 省略                      (2) }                      3 省略</p>	<p>減免申請期限の変更</p>

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第39号）（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則                      (施行期日)                      1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、付則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。                      2 省略</p> <p>付 則                      この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則                      (施行期日)                      1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。                      2 省略</p>	<p>規定の整備</p>

議案第40号

小金井市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

小金井市児童発達支援センター条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年6月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

小金井市児童発達支援センターの事業を指定管理者に行わせることに伴い、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条の2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号）第4条第1項各号の基準を満たす者であって、かつ、センターの運営に必要な能力及び実績を有するものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条の事業の運営に関する業務
- (2) 第10条に規定する利用者負担金の収受並びに第11条の利用料金の収受及び減額又は免除に関する業務
- (3) センターの施設（以下「センター施設」という。）の使用の承認に関する業務
- (4) センターの維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第5条ただし書中「市長が特に必要と認めるときは」を「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」に改める。

第6条ただし書中「市長が必要と認めるときは」を「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」に改める。

第7条ただし書、第8条及び第9条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第10条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に規定する利用者負担金については、指定管理者の収入とする。

第11条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条の表以外の部分中「使用料」を「金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める利用料金」に改め、同条の表中「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の利用料金については、指定管理者の収入とする。



第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第15条を第21条とし、第14条を第20条とし、第13条を第19条とし、第12条の次に次の6条を加える。

(センター施設の使用区分等)

第13条 センター施設の使用区分は、次のとおりとする。

(1) 1階ホール

(2) 3階会議室

2 センター施設の使用時間の区分は、第6条に定める利用時間の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

(センター施設の利用者)

第14条 センター施設を使用することができる者は、第4条に規定する事業に携わる者又は第7条に規定する利用者とする。ただし、指定管理者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

(1) センターの事業の実施に支障があるとき。

(2) 営利を目的として使用しようとするとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(使用の承認)

第15条 センター施設を使用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定による使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第16条 指定管理者は、前条第1項の規定による使用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を停止し、もしくは制限し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 災害等によりセンター施設の使用ができなくなったとき。

(原状回復の義務)

第17条 センター施設の使用を終了した者は、直ちに原状に回復しなければならない

い。

(使用権の譲渡等の禁止)

第18条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

付則に次の3項を加える。

(指定管理者不在等期間における管理業務)

6 市長が指定管理者を指定することができない場合、市長が指定管理者の指定を取り消し、もしくは指定管理者が解散し指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合のセンターの管理は、市長が行うものとし、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第5条から第10条まで及び第13条から第16条までの規定の適用については、第5条中「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第6条中「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第7条から第9条までの規定、第10条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第2項中「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条から第16条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

7 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第1項の規定により支払うべき利用料金の額を使用料として、第4条第4号に規定する事業を利用する者から徴収し、これを市の収入とすることができる。

8 前項の使用料は、規則に定めるところにより、減額し、又は免除することができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者による小金井市児童発達支援センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第8条第1項の規定により受けた承認は、この条例による改正後の第8条第1項の規定により受けた承認とみなす。

議案第40号資料

小金井市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p><u>(指定管理者による管理)</u>            第4条の2 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。            2 指定管理者は、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第25号)第4条第1項各号の基準を満たす者であつて、かつ、センターの運営に必要な能力及び実績を有するものとする。  <u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u>            第4条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>		<p>指定管理者制度導入に伴う規定の新設</p>
<p>(1) 第4条の事業の運営に関する業務            (2) 第10条に規定する利用者負担金の收受並びに第11条の利用料金の收受及び減額又は免除に関する業務            (3) センターの施設(以下「センター施設」という。)の使用の承認に関する業務            (4) センターの維持管理に関する業務            (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務            (休館日)            第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p>	<p>(休館日)            第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p>	<p>同上</p>

- (1) } 省略
- {
- (4) }

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、次の各号に掲げる区分に  
 応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者  
 が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更す  
ることができる。

- (1) } 省略
- (2) }

(利用者)

第7条 センターを利用することができる者は、次の各号に  
 掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。た  
 だし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) } 省略
- {
- (5) }

(利用手続)

第8条 第4条に規定する事業（同条第6号に規定する事業  
 を除く。）を利用しようとする者は、指定管理者の承認を  
受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認め  
 たときは、センター又は事業の利用の承認をしないこと  
 ができる。

- (1) } 省略
- {
- (5) }

(利用承認の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認

- (1) } 省略
- {
- (4) }

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、次の各号に掲げる区分に  
 応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要  
と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) } 省略
- (2) }

(利用者)

第7条 センターを利用することができる者は、次の各号に  
 掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。た  
 だし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) } 省略
- {
- (5) }

(利用手続)

第8条 第4条に規定する事業（同条第6号に規定する事業  
 を除く。）を利用しようとする者は、市長の承認を受けな  
ければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたと  
 きは、センター又は事業の利用の承認をしないこと  
 ができる。

- (1) } 省略
- {
- (5) }

(利用承認の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたと

備

指定管理  
 者制度導  
 入に伴う  
 規定の整  
 備

同上

同上

同上

めたときは、利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消すことができる。

- (1) } 省略
- (2) }

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたととき。

(利用者負担)

第10条 省略

2 指定管理者は、前項に規定するもののほか、食事の提供に要する費用その他利用者<sup>に</sup>負担させることが適当と認められるものについては、規則で定めるところにより、当該利用者から徴収することができる。

3 前2項に規定する利用者負担金については、指定管理者の収入とする。

(利用料金)

第11条 第4条第4号に規定する事業を利用する者は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

名称	利用回数	利用料金
省略		

2 前項の利用料金については、指定管理者の収入とする。  
(利用料金の減額及び免除)

第12条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(センター施設の使用区分等)

第13条 センター施設の使用区分は、次のとおりとする。

きは、利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消すことができる。

- (1) } 省略
- (2) }

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたととき。

(利用者負担)

第10条 省略

2 市長は、前項に規定するもののほか、食事の提供に要する費用その他利用者<sup>に</sup>負担させることが適当と認められるものについては、規則で定めるところにより、当該利用者から徴収することができる。

(使用料)

第11条 第4条第4号に規定する事業を利用する者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。

名称	利用回数	使用料
省略		

(使用料の減額及び免除)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

施設の使用区分に関する規

(1) 1階ホール

(2) 3階会議室

2 センター施設の使用時間の区分は、第6条に定める利用時間の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

(センター施設の使用者)

第14条 センター施設を使用することができる者は、第4条に規定する事業に携わる者又は第7条に規定する利用者とする。ただし、指定管理者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

(1) センターの事業の実施に支障があるとき。

(2) 営利を目的として使用しようとするとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(使用の承認)

第15条 センター施設を使用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定による使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。

(使用の承認の取消し等)

第16条 指定管理者は、前条第1項の規定による使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を停止し、もしくは制限し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 災害等によりセンター施設の使用ができなくなつたとき。

定の新設

施設の使用者に関する規定の新設

施設の使用に関する規定の新設

施設の承認の取消し等に関する規定の新設

(原状回復の義務)

第17条 センター施設の使用を終了した者は、直ちに原状に回復しなければならぬ。

(使用権の譲渡等の禁止)

第18条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(児童発達支援センター運営協議会の設置)

第19条 省略

2 } 省略  
3 }

(損害賠償)

第20条 省略

(委任)

第21条 省略

付 則

(指定管理者不在等期間における管理業務)

6 市長が指定管理者を指定することができない場合、市長が指定管理者の指定を取り消し、もしくは指定管理者が解散し指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合のセンターの管理は、市長が行うものとし、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第5条から第10条まで及び第13条から第16条までの規定の適用については、第5条中「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第6条中「指定管理者が必要と認

施設の原状回復の義務に関する規定の新設

条の線下げ

同上

同上

指定管理者不在等期間における業務に関する経過措置規定の新設

(児童発達支援センター運営協議会の設置)

第13条 省略

2 } 省略  
3 }

(損害賠償)

第14条 省略

(委任)

第15条 省略

付 則



めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第7条から第9条までの規定、第10条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第2項中「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条から第16条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

7 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第1項の規定により支払うべき利用料金の額を使用料として、第4条第4号に規定する事業を利用する者から徴収し、これを市の収入とすることができ。

8 前項の使用料は、規則に定めるところにより、減額し、又は免除することができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者による小金井市児童発達支援センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第8条第1項の規定により受けた承認は、この条例による改正後の第8条第1項の規定により受け入れた承認とみなす。

指定管理者不在等期間における費用に関する経過措置の規定の新設

議案第41号

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年6月2日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

介護保険料の減免申請期限を変更するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号資料

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保険料の減免)            第17条 省略            2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) } 省略            (2) }            (3) }</p> <p>3 省略</p> <p>付 則            この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(保険料の減免)            第17条 省略            2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) } 省略            (2) }            (3) }</p> <p>3 省略</p>	<p>減免申請の            期限の変更</p>

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成27年 2月 1日から  
平成27年 4月30日まで

建設環境委員会

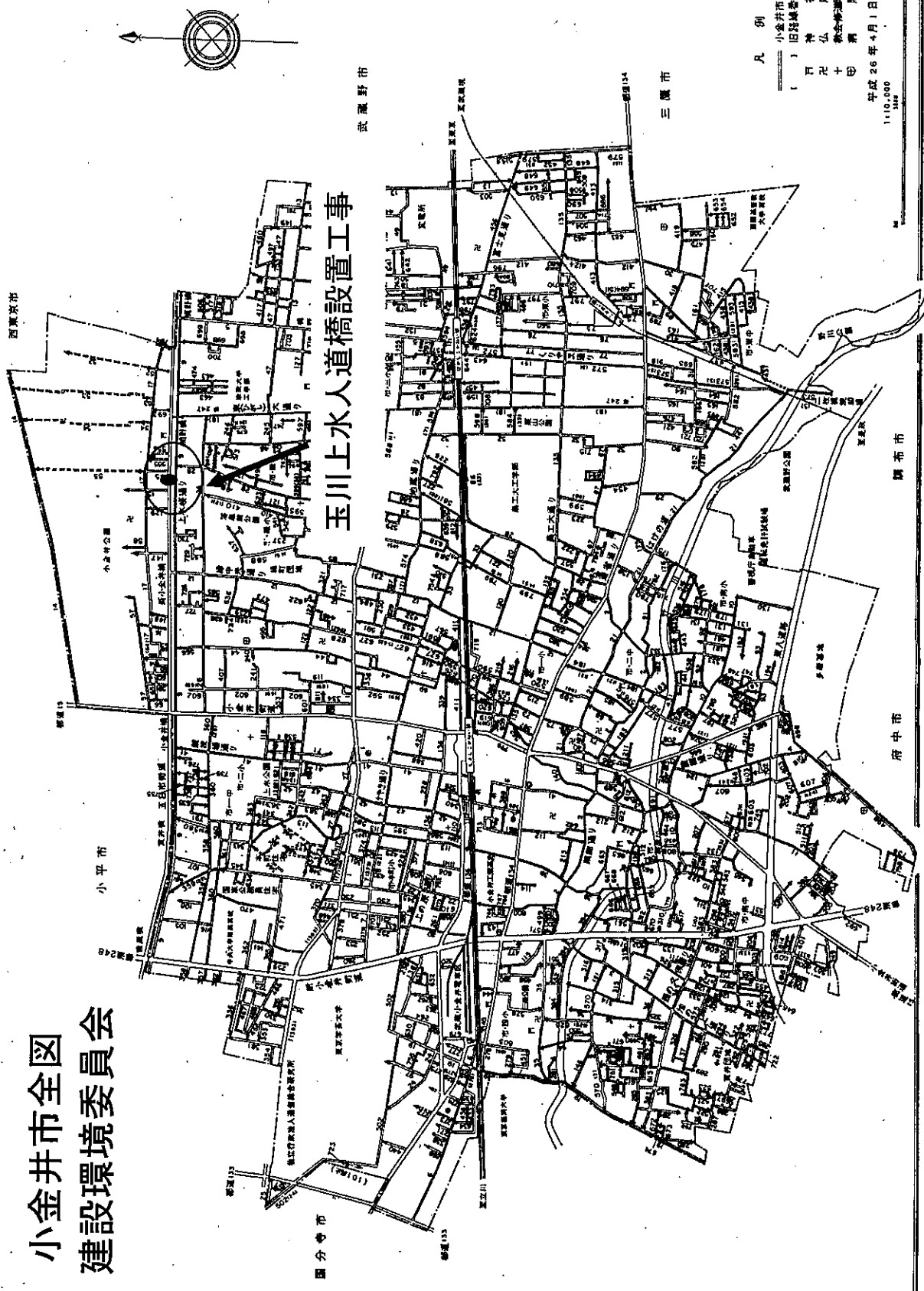
番号	契約 番号	契約締結日	契約 業者 名	契約金額(円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	788-0	平成27年4月14日	玉川上水人道橋設置工事  関建設工業(株)	¥47,844,000	平成27年4月15日から 平成27年7月28日まで	施工延長 L=12.3 m 上部工 制作工 1 式 支承工 4 個 架設工 9.5 t 高欄工 1 式 地組工 9.5 t 本籍工 1 本 足場工 28 m <sup>2</sup> 伸縮装置工 50 m <sup>2</sup> 橋面工 7.0 m <sup>2</sup> 親柱 40 m <sup>2</sup> 4 個 下部工 A1橋台 9立方メートル 躯体工 A2橋台 9立方メートル 躯体工	随意契約者	10

進捗率は、平成27年5月1日現在

# 小金井市全図

## 建設環境委員会

### 玉川上水道橋設置工事



凡例

- 小金井市道
- 旧路線番号
- 市道
- 市公
- 市立
- 市立
- 市立

平成 26 年 4 月 1 日現在

1:110,000

西東京市 小平市 国分寺市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市